

令和5年加美町議会第3回定例会会議録第1号

令和5年9月12日（火曜日）

出席議員（17名）

1番	尾出弘子君	2番	佐々木弘毅君
3番	柳川文俊君	4番	味上庄一郎君
5番	早坂伊佐雄君	6番	高橋聡輔君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	木村哲夫君	10番	三浦英典君
11番	沼田雄哉君	12番	一條寛君
13番	伊藤信行君	14番	佐藤善一君
15番	米木正二君	16番	伊藤淳君
17番	早坂忠幸君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	石山敬貴君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	相澤栄悦君
危機管理室長 兼新型コロナウイルス感染症対策室長	佐々木功君
企画財政課長	佐々木実君
ひと・しごと推進課長	橋本幸文君
町民課長	伊藤一衛君
地球温暖化対策室長	早坂卓君
税務課長	塩田雅史君
産業振興課長	尾形一浩君
農業振興対策室長	鎌田裕之君
森林整備対策室長	阿部正志君
建設課長	村山昭博君

保健福祉課長	森田和紀君
子育て支援室長	鎌田征君
地域包括支援センター所長	川熊裕二君
上下水道課長	齋藤純君
会計管理者兼会計課長	大場利之君
小野田支所長	内海茂君
宮崎支所長	嶋津寿則君
総務課課長補佐	内出泰照君
教育長	鎌田稔君
教育総務課長	遠藤伸一君
生涯学習課長	浅野仁君
農業委員会事務局長	庄司一彦君
選挙管理委員会委員長	早坂繁君
監査委員職務執行者	小山元子君

事務局職員出席者

事務局長	猪股良幸君
参事兼次長兼議事調査係長	青木成義君
主幹兼総務係長	渡邊和美君
主事	鈴木智史君

議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 所信表明
- 第 4 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

午前10時01分 開会・開議

○議長（早坂忠幸君） 皆さん、ご起立願います。

おはようございます。

今日からの定例会、よろしく願いいたします。

ご着席願います。

ただいまの出席議員は16名であります。

10番三浦英典君から遅参届が出ております。

定足数に達しておりますので、これより令和5年加美町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長の諸般の報告につきましては、資料のとおりとなっておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

町長の行政報告につきましては、文書で報告がありましたので、ご覧いただきたいと思ひます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早坂忠幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、4番味上庄一郎君、5番早坂伊佐雄君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（早坂忠幸君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、議会運営委員会から答申がありましたとおり、本日から9月27日までの16日間にしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしといたします。よって、本定例会の会期は9月27日までの16日間と決定いたしました。

日程第3 所信表明

○議長（早坂忠幸君） 日程第3、所信表明に入ります。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 本日、令和5年第3回定例会が開催されるに当たり、就任挨拶と町政運営の所信の一端を申し述べ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

このたびの町長選挙においては、多くの町民の皆様のご支持をいただき、初当選させていただきました。人口減少に代表されるような著しい過疎化が進行する加美町に対して、これまでとは異なる切り口で新時代の加美町を町民の皆様と一緒につくりましょうと訴えさせていただいたことが、ご評価につながり、これから4年間の町政を託していただいたものと考えております。

一方で、前町政までの実績に関しては必ずしも否定することなく、加美町の発展に資する形で引き継いでいきたいと考えております。

改めて、本日の議会におきまして、全身全霊かつ謙虚な姿勢で町民の皆様への負託に応えることを誓わせていただくとともに、多くの諸先輩が築き、受け継がれてきた加美町の町政を担う責任の重さを感じ、身の引き締まる思いでおります。

8月28日の就任初日の加美町職員に対する訓示でも申しましたが、加美町は一つであること、町民の皆様の声をしっかり聞くこと、住民満足度100%日本一の町を目指すことの3つを町政の柱とすることを表明させていただきました。

合併より20年がたつ加美町です。しかし、いまだに私たちの心には、多かれ少なかれ旧町意識が残っております。当然に、地域の実情に合った行政の配慮は必要です。一方で、合併時と比べ、23.6%も人口が減少している現在の加美町にとって、加美町の再興を図るには、加美町は一つであることを強く意識した町政運営が必要であると考えております。

町民の皆様のご考え、意見をしっかりと聞くことが、私の町政運営で最も基本的かつ重要なことと捉えております。多くの町民の皆様のご多様な意見を集約し、それを詳細に検討することにより、現在の町が抱える課題を浮き彫りにすることができると思っております。

例年開催される「町政懇談会」、「どこでも町長室」など、既存の手法に加え、将来的には、デジタル技術を活用することにより、さらに広範に町民の皆様のご意見の収集と内容分析ができ、施策に反映することができると考えています。町民の皆様のお知恵とお力をいただき、町の課題解決に取り組むたいと考えています。

このような方法で、町民の皆様から提示された課題を解決することは、それ、すなわち町民の皆様のご要望に応えることとなります。それがかなえば、町民の皆様から、この町に住んでよかった、この町でこそ子どもを育てたいと思っただけの住民満足度の高い加美町になれる

と信じています。

また、あえて日本一という大きな目標を掲げさせていただいています。現在、加美町が抱える一番の問題は、少子高齢化です。この課題に正面から向かい合っていかなければなりません。私は、その課題解決に資するためにも、次の3つの指針を掲げさせていただきます。

新しいまちづくりの指針として、1、働く場の創出。

加美町の人口の減少の主要因の1つは、若い世代にとって、結婚し家族を養うに十分な収入を得ることができる働く場が少ないことであると考えられます。これを払拭するために、農業・畜産の再興、企業誘致、中新田商店街の観光地化、災害に強い町の推進を積極的に行っていきます。

具体的には、(1)として、農業・畜産の再興。

2022年の日本の農林水産物・食品の輸出額は、過去最高の1兆4,148億円となり、2021年比では14.3%の増加、額では1,766億円の増加となりました。今後、国の戦略として農林水産物・食品の輸出額を2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とすることを目指すとしています。

この時流と、世界農業遺産「大崎耕土」の価値を生かすことが、加美町の農産物及びその加工品を輸出し、農家の収入、関連業界の売上高の向上に資すると考えます。縮小を続ける日本国内の市場だけではなく、世界市場に目を向けることが、今後は農業、その関連業界にとって必要と考えています。

また、中山間地域の農業及び農地を活用し、農家の収入を安定させることも重要です。そのための方策としては、付加価値が高い有機農業による農産物の栽培、山野草など希少価値の高い農産物の栽培促進及び養蚕業の復活等が考えられます。今後は、さらなる研究を行っていきたいと考えています。加えて、年々増加傾向にある鳥獣被害に対しても、しっかりと取り組んでまいります。

(2) 企業誘致。

旧宮崎旭地区から大崎市鳴子、または山形県最上町に通じる道路並びに矢越地区から大崎市古川方面への国道347号のバイパスの整備を推進し、新たな人や物の流れを創出します。新しい人や物の流れは、観光や企業誘致の起爆剤になると考えます。

(3) 中新田商店街の観光地化。

中新田商店街の観光地化の推進を行います。中新田商店街は、3軒の酒蔵が並び立つ日本国内でも珍しい地域です。商店街の皆様の意見を聞きながら、酒蔵のまち中新田として発信する

ことにより、観光客の誘致が可能と考えます。商店街から観光地への転換を行うことにより、中新田中心街の再興を図ることができると考えます。

同時に、加美町出身の漫画家、いがらしみきおさんの作品で、日本国内のみならず韓国及び台湾においても放映されたアニメ「ぼのぼの」は、現在、加美町中新田図書館に「いがらしみきお ほのぼの館」として併設されているほか、住民バスセンター内の「ぼのぼの庵」、花楽小路商店会には、ぼのぼのキャラクターベンチがありますので、これらを有効に活用すれば観光客誘致の相乗効果を得られると考えております。

(4) 災害に強い町の推進。

東日本大震災のときにおいても、県内の他の地域と比較し被害が少なかった事実があります。この事実と、県の道路の新規整備を加味すれば、日本海と太平洋側の中間となる加美町は、宮城県北部と山形県庄内地方の防災拠点になり得る可能性があると考えます。また、災害時に重要となる情報伝達手段の確立を目指します。加えて、水害対策を主目的に、国及び県と連携して、河川の修復等もしっかりと行っていきます。

2、子育て支援及び学力向上。

2023年4月1日、内閣府の外局として、こども家庭庁が発足しました。このことは、本格的に国においても少子化対策に乗り出し、次世代を担う子どもたちに対する子育て及び教育の重点化に、大きくかじを切ったことを意味します。

また、各自治体においても、子育て支援、教育の充実化を推し進めることにより、出生率の向上、移住定住が促されたケースが増えています。私の下にも、加美町内の子育て中の親御さんより、子育て支援に対する要望が寄せられました。

①安全安心遊具が設置された公園の整備、②学校給食の無償化、③子育て支援広場の充実、④子どもが病気や病後においても子育てしやすい、働きやすい職場環境の推進。⑤児童手当及び児童扶養手当の月払い、⑥西古川駅までの公共交通機関の整備及び通学費用助成制度、⑦小中学校入学時の学校用品購入費用に対する支援、⑧若鮎奨学金の継続などです。

なお、児童手当及び児童扶養手当の月払いについては、残念ながら現行法において、支払い月や支給主体等が規定されているため、即実施とはなりません。子育て世帯の要望をお聞きしながら、国や県へ働きかけてまいります。今後のこども家庭庁を中心とした国の施策も鑑みながら、列記した要望の実現に向け、積極的に検討してまいります。

加えて、公民館事業等を中心に、町民の皆様に加美町の歴史や風土を学ぶ機会を増やし、将来、加美町の観光ボランティア育成につなげていきたいと考えております。

3、高齢者及び弱者の方々への福祉政策の充実。

加美町においても、高齢化の進行に伴い、お年寄りの方の1人またはご夫婦だけの世帯が増加しています。そのような世帯の方々は、将来の生活に大いなる不安を抱いているのが現状です。可能な限り、高齢者世帯の方々が抱える不安を払拭することは、行政の重要な役割と心得ています。

また、健康で長生きしていただく施策を実行したいと考えています。現在、加美町においても、65歳以上の一人暮らしの高齢者などを対象に、ワンプッシュボタン1つで、急病などの緊急時に迅速に対応する緊急通報システム事業を実施しています。しかし、必要とする方々に十分に伝わっているとは言えない状況です。高齢者の方々を中心に、このサービスの周知徹底を行うことにより、在宅生活への不安を解消し、いつまでも安心して生活できる環境を、より一層整備してまいります。

また、公共交通機関が充実しているとは言えない加美町において、高齢者の方々の心配事の1つは、将来、自身が買物難民になるのではないかとことです。今後、商店の方々と連携した食料品等の配送サービスの充実を図っていくべきと考えています。併せて、高齢者が利用しやすい住民バスの運行にも努めてまいります。

高齢となっても健康でいるためには、運動を継続していくための仕掛けづくりが重要だと考えています。運動習慣を身につけるためのきっかけづくりの場面提供や、仲間と楽しく主体性を持って取り組むためのヘルスコミュニケーションの場づくりなど、生きがいがいづくりも含めた健康づくりに取り組んでまいります。

また、取組への達成感を得られる仕組みづくりとして、日々の一定の運動は効果的です。健康ウォーキングポイント制度を導入し、目標達成で商店街の商品券に還元できるようにします。

ふるさと納税寄附金の増額。

よりよい行政サービスを目指す上で、財源の確保は欠かすことはできません。加美町の令和4年度のふるさと納税額は1億6,638万円です。町内で産出される魅力ある商品の選定や開発、返礼品ページの魅力化及びSNSによる情報発信の強化並びに加美町に縁故のある方々への直接的なアピールを行い、加美町のファンづくりを通じて、ふるさと納税寄附金の増額を目指します。

新庁舎建設に関わる問題。

合併より20年、新庁舎建設は暗礁に乗り上げています。新庁舎建設の有効な財源となる合併特例債の期限が令和10年と迫っています。早急に事業を進めていく必要があります。候補地と

しては、新庁舎建設が条例で定められている矢越地区と、前町長が12年前の町長選挙時に公約とした西田地区が上げられます。また、現在の日本社会においては、役場庁舎は災害時において町民の皆さんの避難場所となり、かつ、災害の復旧復興の拠点となる場所と位置づけられています。よって利便性が高く、将来の加美町の発展に資する場所を選定しなくてはなりません。町民の皆様と議会に諮り、住民対立とならぬよう配慮しつつも、早急に建設場所を決定しなくてはならないと考えています。

風力発電所建設に関わる問題。

現在、加美町においては、1事業者が風力発電所の建設を、また、2事業者が立地計画を進めています。地球温暖化を促進する二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーの重要性を認識しつつも、立地場所、風力発電所建設の予定数並びに健康に与える影響などの点において懐疑性が存在しております。そのため、住民理解が十分に得られていない現状と認識しております。

この状況に鑑み、今後、計画団体の2事業者に対しては、風力発電所設置のために町有地を貸借することはなく、風力発電所設置を目的とした保安林の解除に同意することはありません。また、現在、風力発電所を建設し、2024年4月の発電開始を予定している事業者に対しては、町有地の賃借に関する契約内容に疑義があるとの事由により、住民により町が提訴され、現在裁判が進行しています。この裁判の進行状況を踏まえつつ、契約内容の見直し等に力を尽くしたいと考えています。

加えて、事業者に対しては、建設及び発電運転に関わる安全性に、今以上に留意すること。風力発電事業に対して、さらなる住民理解を得る不断の努力を怠らないよう、しっかりと指導していきます。

指定廃棄物と最終処分場の問題。

東日本大震災時の福島第一原発の事故により放出された放射能によって汚染された牧草が、田代放牧場に集積されたままになっています。1キログラム当たり8,000ベクレル以上の放射能汚染物質を処分するための最終処分場の建設に関することが、過去に問題となりました。最終処分場建設に関しては、前町政と同様に建設反対の方針を貫きます。

本県においては、他県の処理が進んでいない中で、宮城県だけが指定廃棄物最終処分場候補地の選定を行うことは考えにくい旨の見解を示しております。一方で、現在、加美町で保管されている放射性物質汚染廃棄物に関しては、早急に処分すべく、様々な方法を研究していく必要があると考えています。

今後、議会の皆様と一緒に、町民の皆様から愛されるまちづくりを行うべく、気概と誇りを持って取り組んでまいります。何とぞ、議員皆様の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、就任に当たっての挨拶並びに所信表明とさせていただきます。

○議長（早坂忠幸君） 以上で、所信表明が終わりました。

暫時休憩いたします。10時40分まで。

午前10時21分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 一般質問

○議長（早坂忠幸君） 日程第4、一般質問を行います。

執行部及び議員各位に申し上げます。

一般質問については、質問30分、答弁を含めておおむね1時間と定めておりますので、答弁者は質問の趣旨を確認の上、簡潔かつ明瞭に答弁されるようお願いいたします。また、質問者においても、趣旨を分かりやすく質問し、品位ある言葉遣いを心がけるようお願いいたします。

一般質問の順序は、通告のあった順序で行います。

それでは、通告1番、5番早坂伊佐雄君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔5番 早坂伊佐雄君 登壇〕

○5番（早坂伊佐雄君） それでは、大綱2問について一般質問をさせていただきます。

石山町長の所信表明が終わったら、傍聴席がら空きになるのかなと思ったら、引き続き満席のようございまして、明確な回答が得られるよう、一般質問をさせていただきたいと思いますが、まず大綱1問目ですが、過日行われました加美町長選挙について、今回の加美町長選挙について、4年前にも町長選があったわけですが、そのときの対応や、事前の説明もあったわけですが、それと異なったりする点が多々見受けられました。

それで、以下の点について伺います。

まず、1つ目としては、立候補予定者の説明会、それから、2つ目としては、選挙事務所の300メートルの規制、それから3つ目としては、個人演説会、それから4つ目としては、投票用紙の記入についてと、それから、有効投票数と、選管のほうから発表があった総数が1票食い違うという点もありましたので、その点等について、お伺いをいたします。よろしくお願

いたします。

○議長（早坂忠幸君） 選挙管理委員会委員長。

〔選挙管理委員会委員長 早坂 繁君 登壇〕

○選挙管理委員会委員長（早坂 繁君） 選挙管理委員会委員長の早坂と申します。

ただいまの質問事項1、加美町長選挙について、質問要旨①から⑤に答弁をさせていただきます。よろしく申し上げます。

①立候補予定者の説明会について答弁をいたします。

立候補説明会につきましては、基本的に、令和元年8月の加美町長選挙及び令和3年3月の加美町議会議員選挙で説明をさせていただいている内容と大きく変更となったところはございません。

そうしたことから、前回の説明資料を修正しながら作成しておりましたが、加美町長が加美町議会となっていたなど、説明資料の文言や例文などで複数箇所の訂正があり、説明の中で修正させていただきました点につきましては、大変申し訳ございませんでした。

このほか、個別に問合せいただきました点につきましては、その都度回答させていただいておりますが、判断が難しい点につきましては、県選挙管理委員へ照会させていただき、その上で回答させていただきました。

②の選挙事務所の300メートル規制について答弁をいたします。

選挙事務所の300メートル規制につきましては、立候補予定者説明会におきましても説明をさせていただいておりますが、公職選挙法第132条におきまして、選挙当日の選挙事務所の制限について定められており、選挙事務所は、公職選挙法第129条の選挙運動期間の規定にかかわらず、選挙の当日においても、当該投票所を設けた場所の入り口から300メートル以外の区域に限り設置することができるかとされております。

このため、選挙事務所が、選挙当日において300メートル以内に設置されている場合には、前日までに廃止または移転の届出が必要となってまいります。令和元年の加美町長選におきまして、300メートル以内に設置しておりました選挙事務所につきましては、廃止の届出をさせていただき選挙管理委員会で受理しているところです。

今回の町長選挙におきましても、前回町長選挙と同様の対応になると考えておりましたが、住民の方から、前回の町長選挙において、選挙当日、廃止した事務所に運動員等の出入りがあり、事務所として使用したのではないかと連絡がございました。

このことを受けまして、宮城県選挙管理委員会並びに加美警察署へ照会をさせていただきます

したところ、選挙当日に書類上、選挙事務所を廃止をしていますが、運動員の出入りなど実質的に選挙事務所の体を成している場合には、取締りの対象となるとの回答をいただきました。

このため、この件につきましては、立候補説明会のほか、宮城県選挙管理委員会並びに加美警察署の回答内容につきましても、届出書類予備審査時、立候補届出日にご説明をさせていただいております。

3、個人演説会について答弁をいたします。

個人演説会につきましては、立候補説明会資料に基づいて説明をさせていただき、公営施設を使用する際には、手続やその他の規制があり、告示日以降に申出できる旨を説明させていただいております。

また、個人演説会の利用について、開催場所が競合した際の対応につきましても、ご連絡をいただき、ご説明をいただいておりますが、立候補届出時にも改めて、競合した際の対応について、ご説明をさせて、対応させていただきました。

この点につきましては、立候補説明会資料への記載がございませんでしたので、今後記載させていただきます。

④投票用紙の記入について答弁をいたします。

投票用紙には、候補者1人の氏名のみを記載することになっております。基本的には、候補者を分かりやすく、正しく書いていただく必要がございますが、名字だけや名前だけの記載については、同姓同名の候補者がいなければ、どの候補者を記載しているか明確に分かるものであれば可能です。また、同姓同名の候補者がいる場合には、氏名を記載した上で、年齢や所属政党を記載することも認められております。

⑤投票者数と総当票数のずれについて答弁をいたします。

投票者数と総投票数のずれにつきましては、入場券が誤って投函されたことによるものです。本来、投票時には入場券を確認し、入場券と引換えに投票用紙を交付しておりますが、期日前投票初日に投票用紙を交付する際に、誤って受け取った入場券と一緒に投票用紙を交付してしまい、投票者がそのまま投票用紙と一緒に入場券を投函したことによるずれが生じたものです。

また、当時の状況につきましては、投票管理者、立会人も投函する瞬間を見ており、気づいたときには、制止する間もない状況で投函された状況でございます。投票箱につきましては、空であることを確認してから施錠し、その後、開票までは開錠できないことになっております。なお、今回の事象が発生した際に、期日前会場にて投票用紙との数と投票者数の確認を行っており、差異がないことも確認させていただいております。

選挙事務につきましては、今後とも細心の注意を払い対応するよう、従事者に周知するとともに、迅速で公平公正な事務を行えるよう、今後とも進めてまいります。

1、加美町長選について、質問要旨④から⑤について答弁をさせていただきました。

何とぞご理解をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） それでは、順次、再質問をさせていただきますが、まず、1つ目の立候補予定者の説明会の時、今委員長さんからいろいろ説明があったわけですが、ほとんどのものは校正されておったと思います。ただ、特に1冊に関しては十数か所ぐらい訂正箇所があったかと思います。その多くが、先ほどありましたけれども、日付が令和3年3月という、加美町議選の日付のまま。先ほども、これもありましたけれども、町長選の文言が町議選というふうにもなっておって、校正が複数の職員で当然なされるべきかなと思うんですけれども、総務課長のほうからは、後で聞いたら、初心者で初めてだったというふうな話もあったわけですが、であるならば、なおさらのこと複数のスタッフで校正とか、いろいろなことに当たるべきかなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（早坂忠幸君） 選挙管理委員会書記長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 選挙管理委員会書記長です。

ご指摘のとおりだと感じてございます。私たち職員、人事異動で常に人が変わるということはあることでございます。その中でも、こういった選挙、特に選挙のように、本当に正確性が求められる事務につきましては、そういったところをもう少し徹底していきたいというふうに考えてございます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） それから、施設に入所していたり、あるいは病院に入院していた場合の対応で、一般の人から選管のほうに問合せがあった際に、担当者が不在であるとかということで、結局、限られた期日の中ですけれども、当日は対応してもらえなくて、翌日、再度確認をしてからの対応というふうになったところもあるようですけれども、ですから、これにもかかわらず、やはり1人の担当者だけが周知しているのではなくて、やはり、選管に特に関わった職員の中で事前の打合せだとか、そういうものをして、やはり1人の担当者じゃないと回答ができないとか、そういうふうなことでなくて、これも対応すべきかなというふうに思いますが、この点について伺います。

○議長（早坂忠幸君） 書記長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 選挙管理委員会書記長です。

今のご指摘も、まさにそのとおりのうに感じてございます。どうしても、中心になっているのが総務課の職員でございまして、これは言い訳になるかもしれませんが、通常の他の業務と並行した選挙管理委員会の事務をやってございます。その中でも、選挙が始まる前には、そういった選挙管理委員会としての事務取扱について、選挙管理委員会職員が勉強会と申しますか打合せをして、その辺のところを確認をしていかななくてはいけないなというふうに思いますので、今後、次の選挙に向けまして、そういったところを改善をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） それでは、2点目の選挙事務所の300メートル規制についてですけれども、これも、先ほど選管の委員長さんから説明がありましたけれども、4年前は、白い布とかをかけるということで許可が下りていたというふうに私は理解しているんですけれども、その辺、4年前のときには、県選管であるとか県警とか、その辺にも確認しての判断だったのか、何か、今回とはちょっと違うような対応というふうに理解せざるを得ないんですが、そこをお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 書記長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 選挙管理委員会書記長です。

4年前の町長選挙のときの事務所の件につきましては、廃止届があったということは受けてございますが、その時点で、県選管あと警察署等への確認というところについては、大変申し訳ありません、ちょっと確認はしてございませんでした。

ただ、今回、先ほど委員長からの説明もございましたが、住民の方から、そういったご連絡をいただきましたので、改めまして選挙当日の事務所につきまして確認をさせていただきました。

それで、4年前に廃止届をして、看板等を隠していただくといいますか、見えないようにしていただいたということで、事務所の利用について、どのところまでが事務所として見られるかとか、そういったところを県の選管もしくは警察署に確認をさせていただいたところでございます。

県の選管及び警察署からは、廃止したとしても、運動員、関係者が出入りをして事務所として利用したということが認められれば、そこは違反に当たる部分になるというようなご回答をいただきましたので、そのことにつきまして、ご説明をしているというところでございます。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 今回は、廃止とか移動でも駄目だというふうな話もあったんですけども、先ほどの今の話ですと、4年前は違反になるということではないですか。

○議長（早坂忠幸君） 書記長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 選挙管理委員会書記長です。

実態を伺う、実際どのように利用されたかというのを伺うと、可能性はあったのかなというふうに認識をさせていただきます。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） それから、2年半ほど前ですか、町議選もあったわけですけども、町議の中でも、300メートル規制対象になって、そのときにも、看板に白い布で覆えば大丈夫ですというふうなご回答をいただいているかと思うんですけども、そうすると、次にある町議選からは、それも違反になるということになりますか。

○議長（早坂忠幸君） 書記長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 選挙管理委員会書記長です。

今回、選挙当日の事務所の位置につきまして確認をいたしましたので、次の町議会選挙におきましても同じような認識であります。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） その辺、後で最後に述べますけれども、やはり直前になってから、やはり4年前によかったものが、当然いいものだと思っているわけですので、立候補予定者の説明会なりで、その辺やはり、あと事務所を届けたときに、これは投票日当日は使えませんよとか、やはり事前にその辺の説明もしていただけると大変ありがたいなと思うんですが、その辺いかがですか。

○議長（早坂忠幸君） 書記長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） そうですね、事前の説明会等々で、早めにお知らせをしていきたいということでございます。また、今回お渡ししております説明会資料につきましても、一応、事務所の位置300メートルについては触れておりますが、よりその内容について詳しく説明をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） それでは、個人演説会のほうについて再質問させていただきますが、これも、先ほど委員長さんからありましたように、7月11日付で、公営施設使用個人演説会会

場の貸与についてというふうなことで文書が出ております。

8月6日に町長選が執行されるわけですが、公営施設は、8月2日から3日まで、3、4、5が使用可能だというふうにあるわけです。それで、2日前からしか可能でありませんで、これも3日だったと思いますけれども、公営の施設が個人演説会で重なってしまいました。事前に話を聞いたときには、重なったときには、また再度抽せん会を行いますというふうな話だったんですけれども、帰ってきた担当から聞きますと、ポスターの若い番号の順で、個人演説会の会場も、それが優先されるというふうになって、「くじで負けてきました。申し訳ありませんでした」なんていう話もあったんですけれども、その重なった場合の対応について伺います。

○議長（早坂忠幸君） 書記長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 選挙管理委員会書記長です。

会場が重なってしまった場合の対応でございますが、あくまでも届出順に優先されるということでございます。それで、うちの職員が抽せんということでございますけれども、8時半の受付の前に到着された方が複数いれば、その段階で抽せんをして届出順を決めさせてもらうというところの抽せんということでございます。

今回につきましても、両陣営8時半前に、受付前に到着されましたので、抽せんをさせていただいたということでございます。

その抽せんの結果、1番を引いた陣営が届出順1位ということで、個人演説会の会場につきましても、そちらのほうに優先されたということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） ほかの市町村の選管のほうにも問い合わせたんですけれども、やはり、あれはポスターの掲示の抽せんであって、ほかは、やはり個人演説会であるとか、そういうふうに重なった場合には改めてやると。それが、公選法あるいは別のマニュアルみたいなのがあるんですけれども、そこまでは書いてないところもありますけれども、普通は、やはりポスターの掲示の順番と、当然、個人演説会は別だというところの判断が多かったんですけれども、加美町選管は、あくまでもそれはポスターのも全部、ほかのももし何か重なった場合には、全てそれが優先するという解釈になりますか。

○議長（早坂忠幸君） 書記長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 選挙管理委員会書記長です。

はい。前回の町長選挙の時点では、そのような認識で実施してございました。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 今後、ちょっとあと最後に、この件について申し上げますけれども、やはりいろいろ、当然、さっき書記長からもありましたけれども、4年前のときに、総務課の中に、選挙に関して深く携わった人たちが当然いるとも限らないわけですから、いろいろ異動もあったりしているわけなので、その辺、やはり冒頭にも言いましたけれども、公選法が、さっき委員長さんからもありましたけれども、大きく改正がない限り、解釈というのがその都度変わったりというのは、やはりおかしなことになってしまうと思うんですね。

それは、やはりきちんとした対応ができるようにしておかなくてはいけないのかなというふうに思いますので、ほかの選管のほうでは、一応そういうふうな解釈もありますので、その辺も併せて検討いただきたいと思います。

それから、④についてですけれども、投票用紙ですけれども、ある方が、期日前のところで名字2文字を書いたと。当然、先ほど委員長さんからありましたように、判断がつかないということはないですよ。確認再度しますけれども、2文字書いたのは有効ですか、無効ですか。

○議長（早坂忠幸君） 書記長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 選挙管理委員会書記長です。

2文字といいますのは、（「名字2文字」の声あり）名字2文字で、どちらかの候補者が特定、分かるものであれば有効ということでございます。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） そういうふうに名字2文字を書いたと。にもかかわらず、職員の方から、名前も氏名も書いてくださいと言われて、その方は氏名までは覚えてなかった。前を見れば書いてある用紙もあるわけですから。ところが、分からないもの、覚えてないものを書きなさいと言われたので、もうパニックになってしまって、全然違う、書かなくちゃいけないんだなと思って、あり得ない名前を書いてしまった。

当然、そうなると、79票の中にあつたようですけれども無効になります。我々選挙に関わった議員とかではなくても、ある程度一般の方々でも、判別がつけば氏名だけでもいいとか、そういうふうな理解というのは、多くの方がしていると思うんですけれども、それが、選挙に関わった職員のほうから、なんでこう、名字2文字も書いてはっきり判別できるのに氏名まで書いてくださいというふうな、そういうことが実際起きたわけですよ。その辺って把握されていますか。

○議長（早坂忠幸君） 書記長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 選挙管理委員会書記長です。

今、お話がありましたようなことにつきましては、ちょっと把握してございませんでした。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） その辺に関しては、正直言ってあまり確認するまでのレベルではないと思うんですけれども、やはり、そういうふうなイロハから確認しないと、今回、実際ミスが起きていますので、やはり皆さんの思いが詰まった大事な1票、大切な1票ですので、その辺も、ぜひ徹底してほしいなというふうに思います。

それから、選挙関係に関しては最後になりますけれども、先ほど、普通は入場券と投票用紙、引換えになるわけですが、それを、入場券も渡したまま投票券も渡してしまって、投票用紙に、もう投入直前だったから、もう気づいたときには時既に遅しということだったと思うんですけれども、これも、期日前で投票用紙が100票なら100票あって、今日何人訪れて残が幾らだとかというのは、当然これ確認はしていますか。

○議長（早坂忠幸君） 書記長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 選挙管理委員会書記長です。

投票事務におきましては、必ず入場者数と、あと投票用紙の残枚数というのは常に確認をしてございます。さらに、入場券の数と、あとは入場券を持ってこなかった場合には、期日前の宣誓書というのを書いてもらうんですが、その数も常に確認をしてございます。

これ、私も会場におりましたけれども、期日前投票の初日でございます、その日につきましては、やはり入場券と入場者数というものが、やはり1つずれがあったというのは確認をしてございましたので、常にそういった入場者数、あと投票用紙の残枚数、あとは入場券の数というのは常に確認をしているというところでございます。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 先ほどずっと1番から来たんですけれども、それは、書記長から選管の委員長とか報告をして判断を仰いだものとかというのはあるんですか。

○議長（早坂忠幸君） 書記長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 選挙管理委員会書記長です。

そのことについての書記長への報告ということは、特段、当日の職務管理者が委員長でございましたので、そのことについては委員長も把握をしているということでございます。

あと、投票につきましては、投票の記録を記す書類がございますので、そちらのほう……、全部の項目（「はい」の声あり）については、その当日については、先ほど言いましたように、

書記長が把握しているということと、あと、そのことについては、委員会のほうで委員の方々に情報のほうは共有をしているということでございます。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） そうしますと、例えば先ほどの名字だけじゃなくて氏名も書いてくれるということで、そこも結局無効になってしまったわけですけども、そういうふうなことであるとか、さっきの300メートルの規制とか、それは書記長判断なのか、選管の委員長さんまで相談をしての判断なのか、いろいろ、県の選管だとか、先ほどの300メートルに関しては県警のほうなり相談してということなんでしょうけれども、その辺を、いわゆる選管の委員長さんのほうに、ハウレンソウとしてしたのかしないのか、さっきの1点だけじゃなくてということなんです。

○議長（早坂忠幸君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（早坂 繁君） 選挙管理委員長でございます。

先ほどの300メートルの規制につきまして、書記長並びに選管の委員長も承知はしております。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 書記長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 選挙管理委員会書記長です。

報告は、できるだけするように心がけております。ただ、選挙期間中に随時ということというのは、なかなか難しいかなと思っておりまして、定時登録日とか、選挙管理委員会が開かれるときには、そういったことで、いろいろなことの情報共有というのはさせていただいているということでございます。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 投票箱が開錠できないというのは分かるんですけども、入場券も、投票用紙でないもの、ほかのものを例えば混入したというのも、それも一応1票と数えるんですか。

○議長（早坂忠幸君） 書記長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 選挙管理委員会書記長です。

紙であれば、1票というふうにカウントをしてございます。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） やはり、気づかれた方がどれだけいらっしゃるかわかりませんが、投票総数と両候補者の得票と、それからあと無効が79票あったわけですけども、そこに

関して、やはり1票のずれがあったわけですから、これも何らかの説明なりあってもよかったのかなというふうに思うんですが。

入場券が入ったことによって、1票多かったわけですよ。ずれが生じたわけですよ。何かやはり、普通何もないと何でそうなのかなと。投票用紙が2枚渡ったのかなとか、いろいろなことをやはり考えるわけですよ。その辺、疑問に思うわけですので、何か、この選管の開票結果の中にも、その辺あってよかったのかなというふうな感じがするんですけども、その辺いかがですか。

○議長（早坂忠幸君） 書記長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 選挙管理委員会書記長です。

これまでの選挙におきましても、その辺の、例えば入場者数と投票者数が合わないということは今までもございまして、今まで多かったのは、入場者数に対しまして投票数が少ないということは何度かございまして、それにつきましては、投票しないで持ち帰られた方がいたのではないかということで、持ち帰りということで処理をさせていただいたケースは中にはございます。

ただ、そのときに関しましても、そういった、入場者数と投票数のずれについては、特段その説明というのはしてこなかったように思います。議員がおっしゃいますように、その辺の説明が必要だということであれば、ちょっと委員会のほうで検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 最後になりますけれども、提案といえば提案なんですけれども、各市町村によって、選挙のやつのQ&A、マニュアルをつくっているんですよ、政治活動も含めて。その中にも、先ほどの300メートルの規制に関しては、ここにQ&Aのところにあるんですけども、選挙事務所の300メートル規制とは具体的にどういうことですかということで、さっき第132条ですか、これに関しての説明はあったわけですけども、こちらのQ&Aでは、選挙事務所であることを明示する看板の類、それを撤去もしくは白い布をかけるなどの対応が必要だということで、これで対応している市町村もあるわけですよ。それに限らず、いろいろなところが、ここにかなりQ&Aで書いてあります。約質問が109あります。これは、政治活動も含めてですからかなり多いんですけども、やはり、こういうものをつくっておけば、担当が、今回選挙に携わった方が異動した、退職した云々でということで、最初の立候補予定者の事務説明会からもそうですけれども、そこまでは複数で携わるべきだとかとは書いていない

ですけれども、やはり、そういうことも含めて、ぜひこういうマニュアルがあれば、問合せもかなり減ると思うんですよ。

そして、4年前と違った解釈だとか、対応だとか、これは公選法が改正になれば仕方ないですけれども、改正にならない限りは、これは結構使えるものだと思いますので、やはり加美町選管としても、こういうものをきちんと整備して、説明会でもさつきありましたけれども、そこで、これに従って説明をしておけば、間違っただけとか、次の日までとか、逐一県選管に確認してとか、そういうふうな作業というのは、かなり手間が省けるはずですし、通常、いろいろな仕事がある中ですけれども、これも一旦つくってしまえば非常に便利なものだし、公正公平な判断ができる1つだと思いますので、こういうふうなものを、ぜひ、次、来月、県議選もありますので、県議選までにこれだけのものがつくれるかという点、どうか分かりませんが、その後にもまた国会もありましたよね、そしてまた、いずれ必ずいろいろな選挙があるわけですから、これはぜひつくるべきだなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（早坂忠幸君） 書記長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 選挙管理委員会書記長です。

今、ご提案がありましたQ&Aの作成につきましても、今後検討いたしまして、皆さん、立候補予定者の方もそうですが、職員側もスムーズに事務ができるような形でしたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 全国でも、結構そういうふうにネットでも調べられるところがありますから、ぜひその辺を参考にして、ぜひ取り入れてもらえればというふうに思います。

それでは、大綱2問目の加美町消防団員について質問させていただきます。

実はこの件、ちょっと数名の区長さん方から相談がありまして、なかなか消防団員の確保が難しいんだというふうな話がありまして、各行政区でも大小いろいろあるわけですが、人口減少が進む中で、行政区での消防団員の確保に大変苦慮しているというふうなことがあります。既に、この間全協でも説明はあったわけですが、①として、まず消防団員の現状についてと、それから②として、今後の見直しや対応についてということで、2点目、お伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 消防団員についての早坂議員からの問合せ、ありがとうございます。

これ、私にとって初答弁ということにもなりますので、かつ、私もついこの前まで一消防団

員でございましたので、私自身も思い入れが非常に強い消防団に対するご質問ということで、お答えさせていただきたいと思います。

質問の要旨でございますけれども、人口減少が進む中で、各行政区で消防団員の確保に苦慮していますと。以下の点について伺うということで、1つとして、現在の加美町消防団の現状について、2番目として、加美町消防団の今後の見通しや対応についてということでしたので、①、②の順に従って答えさせていただきます。

まず、加美町消防団の現状についてお答えさせていただきたいと思います。

住民の生命や財産を自分たちで守ることを役割として、昼夜問わず献身的に活躍している消防団員につきましては、現在、第1分団、第2分団、第3分団が中新田地区、第4分団、第5分団が小野田地区、第6分団、第7分団が宮崎地区で組織しており、全部で64班体制で加美町全域の消防団活動にご尽力いただいているといったような状況です。団員数につきましては、8月末の現時点におきまして538名でございます。

ただ一方で、議員ご指摘のように、ここ数年、まずは新型コロナウイルス感染症の影響にもよります、思うように加入促進、または啓発活動、訓練等ができない状況でした。

ただ、平時の活動については、火災予防・啓発を目的とした巡回やパトロール、火災予防運動等を実施しているほか、部、班ごとの自主的なポンプ操法訓練、資材などの点検等を実施はしていたといったような状況です。

また、火災等発生時には、メール配信システムを通じ、危機管理室より出動を要請する分団の、消防団班長以上の携帯電話へ、メールと自動音声電話により連絡し消火活動に当たっていただいております。また、連絡体制を強化するため、昨年度より各班1名ずつ出動要請の連絡を受け取る団員を増やしていただいております。

確かに、ご指摘のとおり、今般、消防団員の減少が見受けられておりまして、団員確保にも苦慮しているといった班も同じように町のほうにも聞こえてきております。

減少の要因の1つとして挙げられるのが、退団者数はおおむね横ばい傾向であるのに対して、入団者数が少ないといったような状況にあることと考えております。加美町におきましても、令和4年度末の消防団員退団者数が34名だったのに対しまして、新規入団者は13名ということになっておりまして、入団者数が少ないということが減少に拍車をかけているのかなというふうな見立てになっております。

また、少子高齢化の影響や、会社等に勤務する若年層が増え、なかなか時間が取れなく、消防団活動に参加しにくくなっていることも、消防団員減少に影響しているのではないかと考え

ております。

そして、2番目になりますけれども、ではどうするのかということで、今後の見通しや対応についてのご説明させていただきます。

今後の見通しや対応についてですが、新型コロナウイルス感染症も5類に引き下げられ、事業やイベント等も実施されてきております。しかしながら、早期に団員が増員になるということは難しい状況です。ですので、今後は消防団員と連携し、加入促進活動に力を入れ、団員減少抑制に努めていきたいと考えておる一方で、根本的な消防団員減少の対応としては、今後、加美町消防団と協議しながらになりますけれども、例えば班の統合や機能別消防団員の導入等について検討している段階でして、消防団の今後の活動に支障が来さないようにしていきたいと考えております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 初答弁ありがとうございました。

それでは、何件か再質問させていただきますけれども、まず、相談いただいたところの行政区区長さんでは、人数が目標値というか、ノルマというほどではないのかもしれませんが、それがあんだというふうな認識をしている区長さんもいるんですけれども、その辺は、実際はどうなっていますか、危機管理室長に伺います。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（佐々木 功君） 危機管理室長でございます。よろしく願いいたします。

ただいまいただきましたご質問にお答えしたいと思います。

人数のノルマということでございますけれども、加美町の非常勤消防団員の定数条例においては、64班掛ける10名の640名の定数というふうになってございます。

それに伴いまして、平成20年あたりでございますけれども、加美町消防団、部長以上の上級幹部会におきまして、各班10名の団員が基本という申合せがあるようでございます。

ただし、その人員調整につきましては、部・班の上級幹部の判断に委ねるというふうになっているようでございます。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 町側で決めているわけではないというものの、やはり、行政区も大小かなり食い違いもありますので、それがやはり区長さんは10名なりという、ある程度認識していますので、その辺、今回見直しがかかるかと思うんですけれども、その辺も併せて説明して

いただけるといいのかなというふうに思うんですが、あともう一つ、相談いただいたところの区長さんは、契約講が選出母体になって、そこから消防団員を今まで選出をしてもらっていると。ところが、その契約講が今、あまり必要性を感じないという失礼かもしれませんが、結構、講もやめているところがあるわけですね。

そうすると、全く選出母体がなくなってしまって、選出すらどうしたらいいのか、なかなか、若い人たちは町外に行ってしまうというふうなことで、これは大変苦慮しているんだというふうな、あったわけですが、あるいは、消防団員が、例えば30歳の方が入ったときには、次は40歳の方とか35歳の方は入れないと、30歳未満の方が次に入団できるというふうに、それも、その地区、行政区で決めていることなのか分かりませんが、その辺、何かいろいろな基準もあるようなんですけれども、その辺ちょっと把握しているかどうか、お伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（佐々木 功君） 危機管理室長でございます。よろしくお願いいたします。

まず、先ほどご説明申し上げました64班掛ける10名の640名という数字でございますけれども、平成20年につきましては、629名の団員がいらっしゃいました。今年の4月1日については530名と、約100人ぐらいが減少しているということでございます。

今回、議案にお願いしています、その定数の見直しということで、640名から570名に低くするというところでございますけれども、そちらにつきましては、64班掛ける8名という数字と、あとは、上級幹部と現在の人数をそのまま維持していこうという目標がございまして、570名という案で、今回条例改正の案を提出させていただくことにしております。そちらは、よろしくご理解賜りたいというふうに考えております。

あと、契約講で、なかなか今、契約講もやっていないという状況もあるというところでございますけれども、なおかつ、コロナに関して情報交換の場も少なくなっているというところで、なかなかその情報交換もできない中だと。

町外に働きに行っている消防団も多くなってきているということでございますけれども、あと、消防団の30代が抜けて40代が入ったり50代が入っているという、何か規定はあるのかということでございますけれども、条例に関しては、18歳以上の健康な方というふうになっておりまして、30代が抜けたから30代じゃなくて20代とか、そういう年齢を入れなきゃいけないという規定は、現在はございません。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） それは、班の中での内規というか、そういうふうになっているのかもしれませんが、やはり、人口減少の中で、なかなか確保というのも今後ますます難しくなるかと思っておりますので、その辺も何らかの形で指導というか、こういうことですよという現状も含めて周知することも必要なのかなと思うんですが、スーパーだとか、いろいろなところにもポスターも貼ってありますけれども、これまでの消防団員の募集形態というのは、どんな形になっていますか。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（佐々木 功君） 危機管理室長でございます。

募集形態、加入促進でございますけれども、地域を知っておられる消防団員の皆様をお願いしていると。それと、行政区にも加入促進を重点的にお願いしていただいているところでございます。加美町としての加入促進・啓発についてでございますけれども、町のホームページ、あとは、町の広報紙に掲載させていただいております。あとは、チラシを作成いたしまして、団員の方にお渡しして、それを配っていただいていると。また、こちらも施設とかにいろいろ置いていると。あとイベント、初午まつりとか、あと成人式の際にも消防団員の加入促進・啓発を行っているところでございます。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 最後になりますけれども、資料、全協のやつとかを見させてもらうと、分母も違うからですけれども、大崎市とかには、結構女性の消防団員も結構いらっしゃるように思ったんですけれども、ちょっと加美町、それに比べると、まだちょっと数少ないかなと思うんですけれども、女性の方の消防団員の募集・確保というのについて、今後どのように考えているか、伺います。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（佐々木 功君） 女性消防団員の加入促進というお話でございますけれども、まずもって、今現在、消防団員の加入促進は、女性のみの限定をした加入促進というのは行っていなく、先ほど申し上げましたが、全体的に募集を行っているということでございます。ただ、今おっしゃられたように、ほかの自治体については、いろいろな団員の確保の形態を検討している段階にはございます。加美町におきましても、防火婦人クラブの皆さんいらっしゃいますけれども、その方の啓発もいただいております、そちらで何名か加入いただいているということもございます。

ただ、それだけではなか増えないというふうに考えておりますので、大崎市みたいに学生の消防団であったり、いろいろそういう機能別の消防団員についても、今後、加美町消防団の皆さんと検討していかなきゃいけないのかなというふうに考えております。以上です。（「終わります。以上で一般質問を終わります」の声あり）

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、5番早坂伊佐雄君の一般質問は終了いたしました。昼食のため、暫時休憩いたします。13時まで。

午前 11時36分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

通告2番、3番柳川文俊君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔3番 柳川文俊君 登壇〕

○3番（柳川文俊君） 石山町長、このたびの町長就任に祝意を表したいと思います。最初が肝腎ですので、前町長同様、是々非々で議員の職務を果たしていきたいと思っております。

それでは、早速本題に入りたいと思っております。

通告1、選挙の振り返りと石山新町長の政治姿勢について。

前哨戦を含め、激戦となった町長選挙から1か月がたちました。国会議員、大学院助教と輝かしい経歴を持ち、多くの支持を得た石山新町長への注目度は高く、今後の政治手腕が期待されるところであります。

誹謗中傷やフェイク情報が拡散された中で行われた町長選挙を振り返るとともに、石山町長の政治姿勢と、目指す加美町の将来像についてお伺いします。

①得票数、石山敬貴氏7,589票、猪股洋文氏4,926票は、いずれも重いものがあると思っておりますが、それぞれどのように受け止めたか、お伺いします。

②政治手法をトップダウン型から対話重視型へと軸足を移すとしておりますが、具体的に、前町長との大きな違いは何か。また、政策づくり等も含め政策決定過程において支障は出てこないのか。

③公約に「かえよう！加美町新時代へ」との立派なスローガンが掲げられておりますが、町の将来を展望したとき、具体的にどのようなまちづくりを目指すのか、以上3点について、町長の見解をお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） お答えします。

柳川議員には、本日質問いただいたことを、まず感謝申し上げます。また、個人的なことにはなるかもしれませんが、昨日は、午前中、宮崎地区の婦人レクリエーション大会におきまして、最初から最後までご一緒させていただいたこと、これも楽しいひとときを過ごせたかなというふうに思っております、大変感謝申し上げます。

それでは、通告1、3点、質問いただきました。順次答えさせていただきます。

1番に関しまして、得票数、私、7,589票、猪股氏4,926票、いずれも重いものであると思うが、それぞれどう受け止めているかということでございますけれども、まず、私自身、先ほど所信表明でお話をさせていただきましたとおり、しっかりと多くの皆様からご支持をいただいた。そして、この加美町の町政を託されたといったようなことで、しっかりとした気持ち、改めてさせていただきながら、真摯に、この町政に向き合っていきたいというふうに、まず思っております。

猪股氏4,926票に関しては、事細かく批評というものは、ここでは避けさせていただきたいと思いますが、選挙が終われば、私はこれこそ本当の意味でノーサイドでございます、どちらの方に票を入れたかといったようなことではなく、町民の皆様約2万1,000人、この方々の、究極的には物理的に不可能というご指摘もあるかもしれませんが、気持ちとしては、このお一人お一人の声、意見というものをしっかりと聞いた町政を行っていきたいという気持ちで、まずおります。これは、私の姿勢としておるということをお伝えさせていただきます。

そのお声の中から、皆様が望むものを施策にして、しっかりと反映させていけば、今日、これも話をさせていただきましたが、住民満足度100%、日本一の加美町をつくりたいと、これが私の思いでございますので、それが実現に向け、一步一步近づくことができるのではないかとこのように考えております。

引き続き、②番のほうに行かせていただきます。

政治手法をトップダウン型から対話重視型へと軸足を移すとしているが、具体的には前町長との大きな違いは何か。また、政策決定過程において支障は出てこないのかというご質問に対して答えさせていただきます。

正直なこと言って、実際どうだったのかということとは分かりませんが、私が今回の選挙戦等を含みながら、この加美町の多くの皆様の声を伺わせていただく機会がございました。その中で、皆様からご要望として最も多かった意見というのは何であったかということをお話をさせ

ていただきますと、とにかく話を聞いてくれと、自分たちの意見を聞いてくれと言ったような内容のことです。

私も、短い期間でしたが、議員、先ほどご紹介いただきましたように、政治家、国会議員を少しだけ務めさせていただきました。私自身、そのときも、自分の信条として感じつつ政治を行ったことの1つとして、この国が民主国家であるならば、多くの皆様の、いわゆる考え、声を反映させていく、それが民主主義国家の基本原則と、私は思い政治を行ってまいりました。それと同様な気持ちで、今後は加美町町長として、多くの皆様の声を聞き続けていくということ、まず政治姿勢としていきたいと思っております。

具体的には、そのようにたくさんの人たちの声を聞いていたら、意思決定ができないんじゃないかといったようなご危惧ではないかというふうに考えますけれども、もちろん、これも所信表明で語らせていただきましたが、もちろん町政懇談会等、またはどこでも町長室でございますかね、というような形での、これまでの既存の方法に加えまして、今後は少しずつ整備していきたいと思っております。

それは、デジタルを活用した、町民の皆様からの声を、例えば加美町のウェブサイトであったりとかSNS等で集める。最近のコンピューターの技術を用いれば、意見集約されたものを、ある程度、集約していくということもできるようになっております。

ですので、少し前、これをいつと比較するのかということがあるかもしれませんが、以前と比べては、多くの皆様の声を反映した、いわゆる双方向型の政治または行政ということができると信じておりますので、そこでスピード感、行政にはスピード感も重要ですが、スピード感がそうそう失われるといったようなことはないかと思っております。

もちろん、100%の方の意見というものを取り込むことはできない。その中においては、私自身、この加美町のことであれば、やはり責任者として、ときにはやはり決断をしっかりと下すべきときには下していくといった姿勢で臨ませていただければと考えております。

3番目、公約に「かえよう！加美町新時代へ」との立派なスローガン、ありがとうございます、スローガンが掲げられているが、将来を展望したとき、具体的にはどのようなまちづくりを目指すかということでございますけれども、やはり、私は町が抱える少子高齢化、この問題は大きな問題ですけれども、やはり、ここで生まれた人たちが、ここに住みたくても働ける場所がないといったようなこと、端的に言わせていただくと稼げないということが大きな原因かと思っております。

そのために、これも所信表明で述べさせていただきましたが、農業、畜産の再興、企業誘

致、そして中新田商店街、これ代表として中新田商店街を事例として挙げさせていただきましたが、この町の観光地化、そして災害に強い町の推進といったことを、しっかりと実行していくことによって、この町に残りたい、または、この町で子どもたちを育てたいといったまちづくりを行っていきたいと考えております。

それに併せて、後からも質問をいただいておりますけれども、生活の基盤となるインフラ整備もしっかり行っていきたい。その中におきまして、宮崎地区の袋小路解消や、また、国道347号線のバイパスの整備といったことを、今、自分の実行課題として掲げさせていただいている次第でございます。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） それでは、再質問させていただきます。

今町長から、反対票を投じた人も賛成票を投じた人もノーサイドですよということで、ちょっと一安心したんですけれども、投票数の約6割以上を獲得して町長当選したわけですが、過去にも、町長何度か選挙戦を経験されて、今回は結構、受け止め方に複雑な思いがあるかと思えます。多くの公約を掲げて、支持を訴えて、当選につながった最大の要因、これもしお考えでしたら、お答え願います。最大の勝因です。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 最大の要因というのは、自分でなかなか（「勝因」の声あり）勝因ですね、勝因って、なかなか自分で分析することが難しいところもありますけれども、もしかしたら、先ほどお話しさせていただきました、皆さんの意見を反映させていきたいという部分が最も評価をしていただいたのではないかなというふうに、自分では感じているといったようなお答えしかできないかなとは思いますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 確かに、町民の意見を聞いて政策を、これを決めていくということは、民主主義の、これ基本、大原則だと思います。

しかしながら、一方で、やはり、先ほど町長スピード感というお話が出ましたけれども、スピード感に欠けて政策決定に時間がかかるのではないかと。あるいは、もし費用もかかるのではないかと。もしかしたら、決められない政治になってしまうんじゃないかと、そういうふうに私は懸念されるところであります。

町を運営していく首長には、強い信念を持ったリーダー、あるいはリーダーシップ、こういったものが求められるということは、申し上げるまでもありません。

合併以降、職員の顔ぶれも半数以上変わりましたが、歴代町長、職員の努力によって山積する諸課題を克服してきました。加美町の職員は、よく勉強しておりますし、どんな課題にも対応できる能力を持っておりますが、やはり、トップダウンで決定する場面も、これからは出てくるかもしれません。

ですから、否定することなく、修羅場を経験してきた石山町長ですから、リーダーシップを私は大いに発揮していただきたいと思うんですが、感ずるところがありましたら、お答えください。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） はい、ありがとうございます。

これも、先ほども少しお話しさせていただきましたけれども、やはり、決断しなければいけないところは決断しなくてははいけませんし、優秀な職員の方々がそろっているというのも、私はまだ、今週で3週間目に入ったところで、まだ職員の皆さん一人一人とは、付き合いもまだ浅いところもありますが、それは、この3週間で、すごく自分のことも気を使っていただく、助けていただく、こういう答弁書のことについてもアドバイスをいただくということで、能力値は皆さん高い方々がいらっしゃるということを分かっております。

大切なことは、今後、そういう方々の意見もどんどん上げてもらいたいというふうな、いわゆる風通しのいい役所内というのもつくっていきたいということも、1つ私の目標で、最近、職員の皆にも伝えているところです。

そして、柳川議員ご心配いただいている、時にはトップダウン、時にはリーダーシップ、これもまた決断という意味では、必ずしなくてはならないときが来るかと思っております。それまでは、最大限、皆さんの意見を聞くという姿勢、そして、決断を求められたときは、優柔不断ではなく、1つのことをきちんと決めていく、そして、それがもしかしたら後世正しくなった判断になるかもしれません。世間から批判されるようなことが起きるかもしれません。そのときに、責任というものをしっかりと取っていくということが、私はトップの最も大切な資質かというふうに思っておる次第でございます。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 私、前町長の仕事ぶりを見てきて、いろいろな成果を上げてきたということは、これは間違いない事実でありまして、私は大きく評価をいたし、町民の皆さんも認めていると。そして、何より国から評価されまして、昨年はふるさとづくり大賞総務大臣表彰も受賞したということは、そのあかしではないかなというふうに私は思っています。

それから、町の総合計画、新町建設計画は、前町長のカラーが色濃く反映されて、それがまちづくり指針となってきましたけれども、この計画の終了年度はいつまでなのか。それから、町長が変わったことで、両計画の見直しに着手するのかどうか、その辺ちょっと確認したいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。

ただいまご質問がありました、総合計画と新町建設計画の終わりはいつかということなのですが、総合計画につきましては、平成27年から令和6年までの10年間でございます。

新町建設計画は、平成31年3月までの計画でありましたが、5年延長して令和6年までの計画期間となっておりますので、どちらの計画も令和6年までの終了ということになります。

見直しということなんですけれども、町長、就任されてまだ日が浅いんですけれども、そのようなスケジュールを、今ちょうど見直しの期間にかかっていますよというお話を、町長のほうにはしておきまして、そのことを、今後打合せを重ねながら、町長の考えとかを反映させていきたいなということで、ご認識をいただいている、そういった状況でございます。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 了解しました。

では、通告2番に行きたいと思います。

町長公約と諸課題への取組と町政運営について。

加美町誕生から20年、これまで3人の町長、合併時の古内栄輝町長職務代理者を除きまして3人の町長が交代しまして、実質、石山町長が加美町の6代目の町長となります。

直面する人口減少問題、加速する高齢化、さらには合併以来の最大の懸案である行政庁舎建設、行財政改革、学校施設等の跡地活用、指定廃棄物最終処分場の建設問題等々、課題は山積しております。

一日も早い町民の一体感修復と今後の町政運営が円滑に進むように、町長選で掲げた公約等の確認と取組等についてお伺いするものであります。

①詳細調査を含め、指定廃棄物最終処分場の最有力候補地となっている本町田代岳箕ノ輪山への建設を白紙撤回されたのか。

②次の公約等の内容確認と、為政者としてどう取り組むか、見解をお伺いするものであります。

1) 閉校した小中学校跡地利用は、地域の提言に沿って決定し、コミュニティーを維持しま

す。

2) 水源地でもある山の尾根への風力発電所設置計画を断固阻止します。

3) 県内で唯一、設置計画すらない防災行政無線を早急に整備します。

4) 前町長が成し遂げなかった宮崎地区の袋小路解消は、地区民の長年の悲願でもあります。

任期中に実現の見通しはあるのでしょうか。

③公約実現のための財源確保についてであります。

1) 無理無駄プロジェクトを推進し、財源確保に努めます。

2) 町長給与を20%削減し、子育て支援等の財源に充てます。

以上、大きく分けて3件、簡潔に分かりやすくご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

質問の①から順を追って答えさせていただきたいと思います。

詳細調査を含め、指定廃棄物最終処分場建設の最有力候補地となっている本町田代岳の建設は白紙撤回されたのかという部分についての答弁になります。

簡潔にというお話がございましたので、できるだけ簡潔に話をさせていただきたいと思いません。

平成27年12月に開催された宮城県市町村会議におきまして、3市町建設候補地の首長が環境省に対して詳細調査候補地の返上と白紙撤回を表明しております。

これを受けて、宮城県知事は、宮城県として8,000Bq/kg以下の農林系廃棄物の処理を優先するとし、詳細調査を凍結するよう環境大臣に要請し、環境省においては、宮城県の意向を尊重して詳細調査の凍結を受け入れている状況となっております。

ここの部分におきまして、2016年3月だったと記憶しておりますけれども、河北新報の中で白紙撤回という、事実上の白紙撤回という報道がなされております。

そして、環境としては、確かにこれまでどおり指定廃棄物最終処分場を建設して処分する考え方に変わりありませんとの意思ではございますけれども、今日まで、加美町が一体となって指定廃棄物最終処分場建設候補地に尽力してきたことを、今後とも引き続き、私としても断固として反対していく所存でございます。

また、宮城県としても、指定廃棄物最終処分場の県内設置については断固反対していく意向でありますので、連携して、国または環境省に対して、この旨の働きかけを私自身も継続して行っていきたいと考えております。

多分に指針的になるんですけれども、8月25日、宮城県知事と面談をさせていただきました。そのとき、マスコミもいた状態だったんですけれども、村井知事から、改めて県内設置に断固反対していきますと、当時、加美町の皆さんに大変なご迷惑をかけたこととおわびしますといったような言葉、これをいただいているといったことをつけ加えさせていただければと思っております。

次に、②番のほうの(1)閉校した小中学校跡地利用は地域の提言に沿って決定し、コミュニティを維持します。これにはというようなことに対して答弁させていただきたいと思いません。

小中学校の跡地利活用の検討を含めまして、これまでも重要な政策決定をする場合には、地域の提言をいただいて方向性を決定してきたといった経緯がございます。ただ、それらの過程におきまして、利活用のために必要な組織などを立ち上げ検討してきたんですが、ここの部分で、本当にそれでいいのかといったような住民の皆さんとの調整が、やや足りなかったのではないかとと思われる節があります。

つまり、振り返る、立ち止まるという点が不足したのではないかと、私自身感じております。これは、繰り返しになりますけれども、常に町民の声というものに耳を傾けることが私自身重要であるとも考えておりますので、その観点からも、今後跡地の利活用につきましても検討委員会等を立ち上げて進めていきたいと考えております。

その際に大切と思われることなんですけれども、会議の内容や決定までのプロセスというものを、これ、やはりデジタルなどを活用して見える化していくこと、または、きめ細かな座談会、説明会などを通して、検討委員会など以外一般の住民の方々にも、きちんと伝えていくということが大切かと思っております。

また、その一方で、民間事業者の活用なども含めて、利活用の方向について常に検証しながら事を進めていくといったようなことが重要かと思っておりますけれども、一番の重要課題は、やはり、地域の皆さんがどのような形で利活用するのか、してほしいのかというような声をしっかりとこちらでキャッチするという事ではないかと考えております。

2番目、水源地でもある山の尾根への風力発電所設置計画は断固阻止しますといったことに対してのお問合せに関して答えさせていただきます。

選挙戦におきましても、現在計画が進められている2事業者に関しては、今後の建設というものに対しては反対を表明させていただいてきました。また、1事業者、葉葉の南側に造っている、でいいんでしょうか、方向性としては正しいかと、西側と言ったらいいんでしょうか、

その10基に関しましては、やはり現在、裁判で住民の皆様から提訴といったような形もありますので、その裁判の進行状況というものを鑑みながら、契約の見直し等ができないかということ、その事業者と詰めていきたいと、話し合いを行っていきたいというふうに思っている次第です。

実際、計画されている2基について、少し私の考えを詳しく述べさせていただきたいと思っております。

現在、加美町で計画されている、そちらの宮崎地区のほうが主となるわけですがけれども、約最大で150基ほどというふうに言われておるわけです。これ、山梨大学の鈴木先生という防災のスペシャリストの専門家の方がいらっしゃいますけれども、この方の試算によりますと、例えば、これほどの風力を建設する場合、山の尾根筋に通りますと、幅40メートルほどの道路を総延長で約80キロほど造っていかなくては建設が難しいだろうといったような試算をされております。

となりますと、面積にしますと、これ320町歩ということになってきます。そうしますと、あそこら辺の主たる木というものは広葉樹ですから、一般に広葉樹と言われるものは針葉樹よりも保水力が高いというふうに言われておりますし、また、広葉樹のほうが木の成長に必要な菌糸を根元に蓄えているといったような事実もございます。

これがなくなりますと、作業道などで、まず建設で山が削られていきますと、一気に豪雨など降った場合は、土砂災害の原因と多分になり得るといったような危険性があると同先生は指摘している次第でもございます。

私も、植物の専門家として大学に勤めさせていただいております、山梨大学の先生が言うのは、私ども専門家が考える見通しと全く一緒でございます。その点におきましても、一昨年なども、この加美町におきましても豪雨被害のために大変な被害を受けました。6億円以上の被害規模だというふうに私は理解しております。

となりますと、やはりそのような危険な災害リスクが高まるであろう、この風力の建設、立地場所、または数というものから、私は住民の皆さんの生命または財産を毀損する可能性が高くなるというふうな考えの下に、今後の計画に関しては、風力建設反対であると言ったようなことを表明させていただいております。

また、実際町有地または国有地に関しての建設が予定されているわけですがけれども、町有地を使用しようという計画をしている事業者に対しては、町有地は貸しませんよと。また、国有林に対して建設を予定している事業者に対しては、その同意は行いませんよといったような態

度で臨みたいというふうに考えております。

次にいきます。

県内で唯一、設置計画さえない防災行政無線を早急に整備しますということに対しての計画になってきますけれども、お答えさせていただきたいと思います。

前町政までと言っているのでしょうか、これまでの議会というふうな継続性を持った表現をさせていただきますけれども、今までの議会の一般質問の中でも、町としましては、防災行政無線、屋外拡声器整備についてご質問をいただいております、加美町は起伏が多い地域性から、電波中継局が多く設置することが予想され、整備費や維持費等に多額の費用が必要になるので、計画はしないと答弁してまいったといった歴史的な経過があります。

しかしながら、近年、ご案内のとおり地震や台風だけではなくて、このような豪雨被害というものが多発しているといったような気象変動、また北朝鮮弾道ミサイルの発射など、昨今の国際情勢を踏まえると、過去の大規模災害のような経験の有無にかかわらず、災害の頻繁化、激甚化ということに対して、住民に対しての災害情報伝達手段というものをしっかりと行っていかねばならない状況に変わってきていると思っております。

国におきましても、災害に屈しない強靱な国土づくりを目標に、全国の防災行政無線等の未整備自治体に対して整備促進を呼びかけているといったのが今の現状でございます。

今後、私の考えとしましては、もちろんこの防災行政無線の導入ということも検討しなくてはなりませんけれども、当初、議会においても議論されてきたように、加美町の場合は、もしかしたら費用対効果というものが低いのかもしれません。その辺を、非常に近隣自治体の状況なども踏まえながら研究するとともに、大切なことは、防災無線というシステムを導入することではなく、防災情報をきちんと住民の皆さんにしっかりと正確な情報を伝えていくことかと思っておりますし、または、住民の皆様から発信していただくことかと考えております。

ですから、例えば、やはりこれもデジタル化の時代ですから、様々なアプリケーションなどで町の情報、または住民から町への情報といった双方向のことも可能になっている時代ですので、様々な、これは検討を重ねながら、もちろん費用対効果も含めて、最もよい情報伝達手段は何かということ、今後、研究していこうというふうに考えております。

次に、前町長が成し遂げなかった宮崎地区の袋小路解消は、地区民の長年の悲願でもある。実現の見通しはあるのですかといったご質問に答えさせていただきたいと思います。

少し長くなりまして、正確に伝えているので、読ませていただきます。

宮崎地区は、幹線道路が（「短くお願いします」の声あり）よろしいですか、短く、はい。

はい、分かりました。

今、3つの、宮崎地区の袋小路解消で3方向のことを検討させていただいております。

1方向が、宮崎田代地区から山形県最上へ通じる一般県道最上小野田線の改良促進がそれになります。ここは、旧町より3市町で構成、同盟会で宮城・山形両県に対し要望活動を継続していて、また、大崎市鳴子に平成21年度に竣工した岩堂沢ダムの工事による付け替えで築造された岩堂沢国営林道につきましても、今般、国土交通省で実施している鳴瀬川ダム建設事業に伴うダムツーリズムの推進を図るため、道路整備要望を加美町並びに加美町議会として行っているところでございます。

あとは、もう一つとしまして、北川内から大崎市川渡へ通じる一般県道鳴子小野田線の現道拡幅につきましては、宮城県で策定した、令和3年から宮城県土木・建築行政推進計画で令和7年以降の計画に取り込まれておりますので、これに関しても、確実かつ早期に実施するように取り組んでまいりたいと思っております。

いずれにしても、以前、宮城県知事が選挙戦の第一声の折に、宮崎地区で第一声を上げた折には、この道路、宮崎の袋小路の解消に関しても約束してくれた経緯がございます。この辺も、県とのパイプをもう一度しっかりと太くしていくことによって、私は、解決できる問題だと思っておりますし、宮崎地区の発展のみならず、私は、この部分あまり詳しく今は述べませんが、1つの大きな大きな観光道路の1つ、これは宮城県全体から見ても観光道路の1つとなり得るのではないかというふうに考えて、自分の1つの大きな課題として捉えさせていただいている次第でございます。以上でございます。何かありますか、すみません。（「③」の声あり）③、すみません。

○議長（早坂忠幸君） 再質問もありますので、本当に簡潔に。30分過ぎましたので、質問する時間なくなります。

○町長（石山敬貴君） 無理無駄プロジェクト、あと町長給与20%下げる子育て支援の、充てていきますといった部分で、無理無駄プロジェクトというのは、まず事業を見直すといった前に、職員の個々の判断でも構いませんし、職員の皆様にも言っていることではあるんですけども、もっと簡潔に、または形式的に行っている仕事はないかといったようなところから見直していただきながら、仕事の省力化というものを図っていく。

また、その中においても、施策においても、何らかの今後、数値的な指標で政策を判断していくといったようなことで、少しずつ事業または仕事環境というものを見直していきたいというのが無理無駄プロジェクトでございます。

あと、町長給与の20%削減に関しては、今議会において上程させていただいているとおり、1つの、もちろん自分自身の今後の財源確保ということと、もう一つは自分の覚悟といったようなことも含めまして20%給与カットということを上申させていただいている次第でございます。よろしいでございますか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 今、町長から熱弁を振るっていただいたんですけれども、この最終処分場の関係については、先ほど町長、8月25日の知事面接で断固阻止するというお話を受けたことですが、最終処分場の建設問題に関して、町長は、選挙時の法定ビラで、最終処分場の建設は2016年に宮城県が白紙撤回しています、こう書いております。

また、8月2日、どどんこ館での参議院議員S氏の応援演説、演説です。ちょっと全部読み上げます。

石山君が勝ったら、相手候補、相手陣営は、最終処分場がまたこの加美の地域に来るんだと言っていますが、真っ赤なうそですからねと。これを解決したのは、正直申し上げて、私と村井知事ですから。なぜかという、これは国が決めているんです。県の判断なんです。私が環境省と相当やり合って、その上で知事が方向転換していただいたからこそ、これは加美町だけじゃないんですよ、ほかの地域にも行く可能性があったと。栗原も大和も可能性があった。だけど、それは全部なくなったんですよ。加美町だけがなくなったら、それは町長の力かもしれませんが、そうではないんです。宮城県内に最終処分場を造らなくていいと決めたのは、国と県で決めたんです。私は、今回の選挙を物すごく怒っていますよと。なぜかという、うそをついちゃいけないからですと。うそをつく人を、これから皆さん町長として信用できますかと。できないでしょう、私はこういう人じゃ本当に駄目だと思っている、こう演説しております。

これ私、納得できなくて質問しているんです。町長、間近で聞いて、どう思われましたか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） まず、実名を出してもいいんですか。桜井議員と村井知事のお話でという部分も、そこは、私は実際分かるところではありません。

ただ、私が今どう思いましたかというふうに柳川議員から聞かれたときに、私が町長になれば、最終処分場が言われているのかというところにはびっくりしました。言っている意味、ご理解していただけますか。

○3番（柳川文俊君） 白紙撤回か撤回でないかというところですよ。

○町長（石山敬貴君） その部分ですか。全文読み上げていただきましたからあれですけども、白紙撤回かどうかということに関しては、先ほども申しましたとおり、2016年の時点で、河北新報におきまして、白紙撤回ということを決めたということが、そこで話し合われた結果であるということに関して、どう思われるかというご質問でしょうか。

正直なこと言いまして、私は、その部分の真偽というものは、正直分かるところにはないということ、まずご理解いただきたいなというふうに思っております。それは、何も私が応援弁士に入った方の言葉として、これを読み上げてくださいと言ったようなことではございませんから、正直、そういうふうに、ある現職の参議院議員と知事の話で話し合われた結果、その過程において環境省に言ってといったようなことがあったのかどうかという事実確認は、正直なこと言ってできません。

ただ、国政を経験した立場から言わせていただいてもよろしいでしょうか、感覚的なものですけども、ということはある得るといこと、それが、そのような行動を政治家2人が取られたのであれば、それは、あってもおかしくはないなとは思いますが。

ただし、そのような事実があったかどうかまでは、私は分かりません。よろしいでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） ちょっと話を聞いていて、なかなか納得できるものはないんですけども、指定廃棄物最終処分場の候補地が公表されたのは、9年前なんですよ。まさに唐突で、宮崎地区にとっては、有史以来の出来事であったんです。

そして、阻止活動を断念させたのは、今は亡き元切込区長の高橋福継さんとか、それから、西原区長の三浦栄さんとか、あるいは根岸の奥津区長さんとか、前町長も先頭に立って、近隣市町村からも毎回100人を超える人が山に入って、環境省の調査官と対峙して追い返したんです。

この活動がなかったら、今頃は多分、詳細調査も行われ、最終処分場も建設されていたかもしれませぬ。この人たちのおかげで、加美町はじめ大崎市、ひいては県民の生活と命が、暮らしが私は守られたんじゃないかなというふうに思っています。

私は、この質問は、この人たちの名誉回復のために今回したつもりです。ただ、阻止はしたものの、いまだに白紙撤回はされていません。これ実態なんです。ですから、前町長も2度の選挙公約で最終処分場建設阻止を訴えてきたんです。連日、マスコミでも報道されました。

石山町長も、民主党衆議院議員時代に災害対策の特別委員会の委員として、沿岸部の被災地を視察しておりますよね。これ私、ホームページでちょっと見たんですけども、ただ、国会

議員を辞めた後、地元で生活していたんですけども、一町民として、間近で起きている阻止活動には参加しようとは思いませんでしたか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 皆様のご活躍というか、皆さんの行動に関しては、もちろん知っておりましたし、私も、集会等には参加させていただいたといったことがあります。

もちろん、今柳川議員からおっしゃっていただいた方々、個人の方で、私も存じ上げている方がいらっしゃるんですけども、もちろん、そういう皆様も含めまして、あのとき加美町町民皆さんの、様々な活動に参加された方々のお力添えというものを、お力というのがあったおかげで、最終処分場というものに対するノーという大きな声が伝わっていったといったこと、これは間違いありませんし、私は皆様の、今思っても、私自身は、それに対して非常に敬意を払う次第でございます。

ただ、私あのとき政治家を辞めたばかりでございますから、様々な部分で、これは自分の判断です、政治を一度、いわゆる負けて大学に勤めていたというような時代でございましたので、そのときに、様々大学等の制約もあって、いわゆる政治活動と見られることというもの、誓約書がありまして、それが政治活動かどうかは別ですよ、今思えばですけども、当時は少し主立った活動というものを控えていたというのが、近年までの私の生活でございました。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） ちょうど去年の5月17日に、環境省の山口大臣のインタビュー記事が河北新報に掲載されたんです。その内容は、8,000ベクレルを上回る指定廃棄物の処理について、宮城県内に最終処分場を設ける方針に変わりはないとの考えを示して、地元でお受けしてもらわないとしようがないと。処分場の整備方針に関しては、全然変わってないと繰り返し発言。宮城側に反対論がある中での議論の進め方を問われた大臣は、上からガツンと、ここでやりまうと言えない、県と相談する意向を提示したとありますんです。

この記事に関して、5月23日の知事の記者会見、知事は、最終処分場をつくる権限、責任は全て国にありますからと。国がそういうお考えであるということに改めて認識しましたと。今まで一貫して同じ言い方をされています。このように話しているんです。町長、さっきの答弁と、今の私の話を聞いて、どう説明されますか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 私の知事から言われたのは8月25日です。新しいほうを考えて、取っていったらいいんじゃないかなというふうに私は思っております。

その一方で、やはり継続してやっていかなきゃいけないこととしては、常に、例えば環境省に対しても、やはり継続的に物申していかなきゃいけないのかなというふうに思っておりますし、今後、公務等で上京する機会があれば、やはり環境省だけじゃなくて、やはり環境大臣と政務三役のほうにでも、やはり加美町の意味または宮城県の意味というものを、これ、欠かすことなく続けていくということは、非常に大切かというふうに私は思います。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 法定ビラを出しているでしょう。これには、これ法定ビラですからね、最終処分場の建設は、2016年に宮城県が既に白紙撤回している。これ、朱書きで書かれているんですよ。今、町長のお話ですと、8月25日の知事面接が最新の考えだということです。白紙撤回していて阻止するというのは、ちょっと私は理解できないんですよ。撤回したら、処分場の建設反対訴訟もないんじゃないかなと私なりに思っています。

それで、今回、2016年に行った知事記者会見11回分、私は全部コピーして持っています。これを参考にして質問しているんです。この年の3月22日の知事記者会見、これは国の事業ですから、国が白紙撤回だと言わない以上、白紙撤回ではないんですよ。国が候補地と言った以上、候補地なんです、はっきり知事言っているんですよ。

ただ、残念ながら、指定廃棄物最終処分場関係の知事会見の内容は、先月全て削除されたんですよ。これ全部削除されているんです、ホームページから。町長、ご存じでしたか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） いや、それに関しては、存じ上げておりませんでした。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 私は、この資料を事前にコピーしましたので、今回の質問には支障はなかったんですけども、このタイミングで、県のホームページから削除したと。驚きはしなかったんですけども、こういうことってあるんですねと、私なりに納得といたしますか、そういうふう感じたわけです。

これまで、指定廃棄物最終処分場の建設問題については、議会に特別委員会を設置して、白紙撤回を求める意見書・要望書が全会一致で可決しているんです。しかしながら、執行部からは、議会に対して白紙撤回の報告はされていませんし、町民の皆さんの認識も私は同じだと思います。

ですから、町の最高責任者として、冒頭の発言は大変重いものがあると思っています。ぜひ、町長にお願いしたいことなんです。所信表明で約束したとおり、国から、調査はしません、処

分場も建設しませんと回答が来るまで、建設反対を貫いてください。

再度答弁をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

議員からのエールのお言葉と受け取らせていただきますけれども、もちろん、議員の、最終処分場建設に断固反対といった熱いお気持ちをしっかりと受け取らせていただきましたし、私も、もともとぎりぎりの段階ですけれども、僅かばかりですが、現職の議員であったんですね、このとき。環境省に当時、くぎを刺したといった行動を起こさせていただきました。そのときと、全くもって気持ちは変わっておりませんし、ですから、先ほど繰り返しになりますけれども、絶対にこの最終処分場は造らせないとといった意思表示を、ここで改めて申させていただきますと思っております。造らせません。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） この問題だけに時間を費やすのは、次の質問に支障が来ますので、この辺で終わらしまして、次の質問に行きたいと思います。

旭小学校が閉校して宮崎小学校に統合したのは、今から4年前の平成31年3月であります。その前年から、地区運営組織を立ち上げて、旧旭小の利活用をまとめた企画提案書が町に提出されました。

前町長は、提案が実現できるようしっかり支援していくと約束されましたけれども、石山町長はどのように対応されるのか。また、仕切り直して再度時間をかけて検討させるのか、考えをお聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 思いでよろしいですよ。（「いいです」の声あり）

旭小学校のことは、正確に言うと質問にはなかったかなとは思いますが（「学校施設の利用ということで」の声）広く取らせていただいているんですね。（「その中の一部分ということ」の声あり）分かりました。継続して、旭小学校の件も引き継いでいきたいと思っておるんですけれども、私は、もう少し広く考えさせていただいて、旭小学校の跡地を様々使っていくといった上で、もちろん、今までご議論されてきた歴史は踏まえつつ、それに後押しするような気持ちも、後押しするサポートができるような形になればいいなと思っているのが、同時に道路建設かと思っておるんです。

やはり、宮崎地区の一番奥の地区である旭地区、ここの部分のいわゆる活性化、この地区の

活性化ということを考えていく上でも、道路建設というのは喫緊の課題ですし、先ほど、繰り返しになりますけれども、繰り返し、自分の中のいわゆる大きな課題ですとお伝えしていますが、それを並行して行うことによって、利活用、現在、まだ事細かな報告というのは、正直なこと言っておきませんが、努力されているということ、継続されて皆さんで協議されているということは聞いておりますので、しっかりと、継続したよりよい方向性に導けるよう努力していきたいと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） ありがとうございます。

旭地区の人たちは、やはり町長が変わったことで、私は大変不安に思っているんですよ。今後の取組について、やはり町長の考え方、方針等を、ぜひ地区の人達と話し合ってください。安心していただきたい。ぜひ約束してください。お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） はい、分かりました。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 次に、宮崎中学校の跡地活用についてお聞きします。

私、2年前の9月定例会でも一般質問しましたけれども、宮崎中学校の敷地面積5.8ヘクタール、その中で3階建ての校舎が約2万平米。この大規模な施設活用は、そう簡単に決まるものではないと、これは私も認識しております。ですが、やはりいつまでも放っておくわけには、私はいかないと思っております。地区の人たちからは、会ったたびに、もったいない、もったいないと言われます。多く聞かれます。

町長、公約で地域の提言に沿って決めていくとしておりますが、今お聞きするのは、ちょっとあまりにも早計のような感じがしますけれども、いつまでに、こういった形で提言をまとめるのか、再度お聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 今、この瞬間、時間を切られるのも、なかなかしんどいものがあるのは、ご理解いただきたいなというふうに思うんですけれども、私も、あの中学校は鹿島建設ですよ、違いますか、誰に聞けばいいか、鹿島が造ったんですよ。業者、そうですよね。

いや、もちろどこが造ったから立派なものだということじゃないんでしょうけれども、また、宮崎中学校から見える薬菜山のきれいなこと、きれいなこと。そこの前を、今回通らせていただくと、やはり草が生えているというのは、非常に、これは個人としても、すごい寂しい

思いがしますし、地区民の皆様また卒業生の皆様、なおのことかなというふうに思っております。

早急に決めていきたいといったような考えではおりますけれども、今議員よりも、日にちを切られますと、今の段階ではちょっと答えにくいといったことはご理解ください。

その一方で、やはり様々な角度からも考えなければいけないと思っています。例えば、企業などに対して公募をかけて、または使い勝手のいい利活用のアイデアを持っている企業を公募する等も含めまして、もちろん、町民の皆さんのご意見も聞きますけれども、そのような多方面の方向で、早く中学校のいい利用方法を、答えを出していくことに私自身も傾注していきたいというふうに思っております。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） ぜひ、時間がないので、ぜひ町長にお願いしたいのは、間を置かずに、あらゆるパイプを使って中学校の跡地活用策を示していただきたいと思います。

それから次に、町長は風力発電設置計画を断固阻止すると、今回訴えて町長選に当選されたことは過言ではないとは思ってはいますけれども、どういう理由で反対されたのか、その反対された理由をちょっとお話してください。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） やはり、一番大きいのは、果たして住民の合意というものが本当に取られていたのかというところが、一番反対の理由になってくるかと思います。では、住民の皆さんがなぜ反対しているのかと言いますと、列記すれば幾つか出てきますけれども、不安感なんですね。風力発電が建設されることによって、1つとしては災害のリスクが高まるのではないかと、または健康被害があるのではないかと、騒音はどうなっているのですかといったような不安感、これに対して、本来であれば事業者の方々がしっかりと住民の皆さんに説明し、その不安感を取り除くといったようなことが必要だったと思いますが、そこは「分かりました」と言ってくださるぐらい、きちんとした説明がなされていなかったといったような現状であることが、私の政治的な決断として反対といったようなことを表明させていただいて選挙戦を戦ったといったような次第でございます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 風力に関して、宮崎の部分林保護組合の協議会から、これまで推進要望書が町や議会に提出されています。特に、宮崎町誕生してから70年間以上も、分収契約の部分林を管理してきた組合の高齢化、後継者不足で管理も行き届かない、私は危機的状況にあると

言っても過言ではないと思うんですけども、現状だけちょっとお話ししていただけないか。簡単で。

○議長（早坂忠幸君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（阿部正志君） 森林整備対策室長でございます。

ただいまの3番議員さんからのご質問であります、部分林組合の現状でございますが、宮崎地区の部分林組合の、まず数でございますが、今、町と24組合契約を締結させていただいております。面積にしましては、710ヘクタールほどの面積でございます。

現状としましては、今議員さんのほうからもありましたとおり、29年来から町有林を部分林として借りる形で契約を締結して、69年、70年ほど経過している状況でございますが、まず、昨今の生活様式の変化ですとか、山離れ、あと組合員の高齢化などによって、後継者不足、あと契約している森林の施業の継続が困難になっている状況には、議員さんのおっしゃるとおりでございます。

そのため、伐期を迎えた部分林の伐採後に関しましても、返地をする考えの組合もかなり、森林のほうに相談に来ている状況でございます。次の世代に部分林をつなぐことが難しくなっている状況であることには、変わりないと思っております。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 了解しました。今の件は了解しました。

それから、防災無線の関係でちょっと触れたいと思うんですけども、私は、ちょっと今回、町長の公約について、あまりにも整備ありき、ちょっと前のめりの公約でなかったのかなというふうに思っています。

防災無線をつけたからといって、やはり住民の安全が100%担保されるかといったら、私はそうでないと思います。もっとほかに整備するものがあるのではないかなと、このように、思っております。これ、町長の答弁は要りません。

それと、やはり県内で6番目に広いんですよ、加美町。こういった広い行政区域をカバーするためには、やはり多額の費用も整備費も、それからランニングコストもかかるわけですから、それから、さっき町長申し上げたように投資効果とか費用対効果、これも議会で随分議論されてきました。

ですから、私は、この案件は、すんなりと通る案件ではないと思っています。ですから、本当に町にとって必要な事業は何なのかということを、十分に私は検討させていただきたいと思っております。

それから、袋小路解消については、先ほど町長から答弁あったとおり、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、時間がないので、町長の給与削減について、この公約、財源確保のための町長給与20%削減、これ町長ご自身が考えた公約ですか。その辺、ちょっと確認したいと思ひます。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） はい。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 町長、私何でこれ質問したかと言ひますと、私、町長の仕事は激務なんですよ。私は認識してあります。120%、150%、200%、一生懸命働いて、その対価として8割の給与しかいただけないですよ。支給されないんですよ。ですから、財源確保のために町長給与を削減するというのは、あまりにも私は安易な選択ではないかという部分です。

行財政改革も、進まないのではなく、私はいささかの疑問を持っているんですよ。合併以降、町長の給与削減を公約したのが、平成19年6月17日執行の町長選で、このときは、猪股洋文氏が副町長の給与を含め削減額300万円。佐藤澄男氏20%、佐藤澄男氏町長就任後に、4年間、副町長、教育長そして職員の人件費、これ管理職手当20%削減です。これ有無を言わさず削減されたんですよ。これこそトップダウンなんです。これを今回どのように考えているのか、確認したいです。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 職員のことですよ、今、職員。もちろん今回の三役は、まず自分のことに関して、例えば職員の給与まで何かするつもりはございません。私自身、簡単ですけども、近隣の自治体と比較したときに、やや加美町の町長というものの給与が高いといったようなこと、これは事実です。

ですから、仕事に見合った給与をいただくというのは、これは大切なことかと思ひておりますけれども、これは私の信条ですから、そう思ひて聞いていただきたいんですが、私は今、首長、町長として、いわゆる政治をやっております。政治家というものは、私は仕事だと思ひていないんですよ、役割だと思ひています。ですから、必要があれば、極端な話、ゼロにしろと言われたら困りますけれども、例えば30%でやれと言ひんだったら30%でもやります。

ですから、あまりそこら辺、ただ一つ、行財政改革に資するなんて大げさなことは言ひません。ですから、私の覚悟として20%削減をさせていただいて、その幾ばくかを子育て支援に回

せればなというふうに思っている次第でございます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） はい、分かりました。

では終わりに、やはり行政には継続性が求められるというのは、町長もご自身で承知しておられると思うんですけども、ちょっと残念なことは、今回の所信表明には経済対策が盛り込まれなかった部分については、ちょっと私は物足りなさを感じました。

今後4年間、町のかじ取り役として、石山町長の船出が前途洋々であることを私は念じまして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、3番柳川文俊君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩します。14時10分まで。

午後2時01分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

傍聴者の皆様にお話ししますけれども、私語は慎むようお願いいたします。くれぐれもよろしくお願ひします。

通告3番、4番味上庄一郎君の一般質問を許可いたします。ご登壇願ひます。

〔4番 味上庄一郎君 登壇〕

○4番（味上庄一郎君） それでは、通告に従いまして質問させていただきますが、今日は石山町長のファンの女性の方が大変たくさん傍聴に来ておられまして、本会議場が熱気に包まれているというような感じでございます。町長も、心して答弁をお願いしたいと思います。

所信表明についてということで、8月28日の町長就任から2週間、以来何度か新聞やテレビなどに石山町長の言動が報道されております。「かえよう！加美町新時代へ」のスローガンの下、当選されたわけではありますが、新たな町政運営と手腕に対する注目と期待の表れであろうと考えるところです。

我々議会も、歓迎するとともに期待するところではありますが、町民生活にとって、何が正しい政策なのかを見極めるため、議員として是々非々の姿勢で石山町政をただしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そこで、所信表明に対し、以下の点について伺います。

①中新田商店街の観光地化について。

酒蔵のまち中新田の具体策について。また、商店街から、観光地への転換を行うとしておりますが、新型コロナウイルス感染拡大や、ロシアのウクライナ侵攻などの影響から、疲弊する事業者が元気を取り戻すための経済対策が必要と思いますが、町長の見解を伺います。

2点目といたしまして、新庁舎建設について。これまで矢越、西田、この両町有地を候補地として扱ってきたことが、この問題をこじらせてきたものと私は考えております。本来、条例上は矢越が建設予定地である。まずはこのことについての町長の認識をお伺いいたします。

3点目、風力発電について。今後、計画段階の事業者に対しての具体的な対応、また、発電施設建設中の町有地に係る地上権設定契約についての住民訴訟にどのように対応していくのか、お伺いいたします。

最後4点目です。指定廃棄物と最終処分場の問題について、町長当選後に村井知事をいち早く訪問し、処分場の建設はないとの回答を得たことは、既に報道のとおりであります。町に現存する基準値以下の汚染牧草の処理について、現在、すき込みを進めておりますが、処理を加速させるために焼却も必要と考えますが、大崎広域との連携が不可欠と思います。町長の見解を伺います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 味上議員よりご質問いただきました。ありがとうございます。

また平素より、先ほど午前中に早坂議員よりご質問があった消防団活動、味上議員、いつも中新田におきまして、リーダーとして活動されているご様子、見守らせていただいております。大変敬意を表するところでございます。

4点ご質問いただいたことに、順次答えさせていただきたいと思っております。

1点目としましては、中新田商店街の観光地化についての、その具体策、また、商店街も含めまして、疲弊する事業者の方々への経済対策はどうなっているのか、どう考えているのかというご質問に対して、答えさせていただきたいと思っております。

まず、私の考え方からお話をさせていただきますと、今回、加美町は1つといったようなメッセージを掲げさせていただいております。もちろん、中新田、小野田、宮崎地区といった地区別で見ますと、それぞれの地域にも商店街があるのに、もしかしたら小野田の方、宮崎の地区からは、何で中新田ばかりなんだといったご意見も出そうなわけでございますけれども、まずは、中新田の商店街と申しますと、やはり加美町にとりまして中心部であるといったような

こと、または、その歴史的役割を担ってきたといったことに異論がある方はいないのではないかと考えております。

私は、この加美町全体の再生を始めていく上で、横並びで全部といったようなことをできるぐらいの財政的な体力もないといったことを考えたときに、まずは、この加美町の中心部であった中新田を元気づけさせることが、一つ加美町の元気につながっていくのではないかというふうに考えております。

もう一つ、中新田の商店街を観光地化することによりまして、何度も繰り返し述べさせていただき宮崎の袋小路解消の道路と併せて、中新田に、例えば観光客の方が中新田の商店街で午前中観光していただき、その後、やくらいで観光していただき、その後、宮崎の道路を抜けて、例えば鳴子に抜けていってもらっても構わないと思いますが、新たな観光ルート、動線ができていくのではないかというふうに考え、まずは、この中新田の商店街の観光化ということを考えているといった次第でございます。

具体的には、中新田におきましては、酒蔵が3つ並ぶという日本的にも珍しい地域でございます。この部分をとがらせて全国に発信していきたいと考えておりますし、また、日本酒は、現在、輸出の主力産物でもございますので、事業者の活性化にもつながるのではないかというふうに考えております。

もう一つとしまして、これも所信表明で話をさせていただきました、加美町出身の作家でございますいがらしみきおさん原作の「ぼのぼの」、これを利用させていただけないかと考えております。ぼのぼの館、ぼのぼのキャラクターベンチを巡るコースなどを、観光ルートとして現在検討しているところでございます。

さらには、加美町特産品のアユ料理を提供する飲食店、または、観光まちづくり協会の事業である食べ歩きスタンプラリーなどの実施や、世界遺産認定スポットなどを活用した観光事業というものを今後できないかと考えておる次第でございます。

また、議員ご指摘ありました、地域経済が疲弊していると実感しております、に関しては、この地域経済、ガソリンの高騰なども含めまして、非常に物価高で多くの方々が悲鳴を上げているといった現状、私も強く認識しています。

これの対策の1つとしましては、今年度、4月と6月の補正予算に計上しました交付金事業というものを、まず速やかに実行していくこと。加えて、政府、恐らく10月に経済対策を策定する調整に入っておるようですので、その中で、ガソリンや電気料金の補助の延長策、また物価高騰対応の経済対策などが打ち出されてくることが見込まれております。

国が経済対策として打ち出す施策を踏まえまして、町として実効性のある、議員の皆様からもお知恵をいただきながら、経済対策を考えていければと思っております。

なお、昨年度の経済対策の例を申し上げますと、地方創生臨時交付金を活用して、売上げ減少対策または物価高騰対策として、1事業者に対して10万円を補助するなどの事業継続支援を実施してきました。これらの過去事例などを検証し、国から示される政策パッケージなども踏まえながら、町の実態に合わせた政策を行っていければと考えております。

次に、新庁舎の建設について、矢越、西田の両町有地を候補地として扱ってきたことが、この問題をこじらせてきたのではないかと。本来、条例は矢越が建設予定地であると。まずは、このことについての町長の認識を伺うとのお答えに関しては、私も条例、平成22年5月、当時の議会におきまして特別多数議決、これは議員の皆様3分の2以上の可決によりまして、将来の用地、庁舎用地が矢越として定められたといったようなこと、これは重々認識しておりますし、重く受け止めているというのが私の理解でございます。

一方で、平成23年、今から12年前の選挙におきまして、前町長の公約に掲げる、庁舎位置を西田にということで、それが争点になりまして前町長が選ばれたといったような経緯がございます。

あれから、いずれにしても10年以上の時がたっておりますので、私のスタンスとしましても、庁舎の位置というものを改めて町民の皆様や議会の皆様と相談していただくような機会を設けさせていただき、早急に決定していかねばならないというふうに考えております。

3番、風力発電について、今後計画段階の事業者に対しての具体的な対応はどうするんだといったことと、また、発電施設建設中の町有地に係る地上権設定契約についての住民訴訟はどのようなのかといったようなご質問に対して答えさせていただきたいと思っております。

現在、計画段階にある2事業者のほうからお話をさせていただきますと、現在の計画におきましては、環境影響評価手続に沿って2事業者が進めておりまして、町は、配慮書、方法書、準備書の各段階で県知事に意見を提出することになっておりまして、併せて各担当課において協議や手続などを行っておる最中でございます。

しかしながら、これも繰り返しの答弁になるかもしれませんが、気候変動等によりまして、近年、自然災害、特に豪雨被害ということ、これが非常に頻発しているわけでございます。このような災害リスクの高まり、または風力による健康被害等の影響はどのようなのかといったようなことに対する住民のご心配も高まっており、住民の理解が十分に得られない現状においては、計画段階の2事業者に対して、風力発電所設置のために町有地を貸すということは考えており

ませんし、また、そのために保安林の解除に同意するというをしないといったような態度で、これからも臨んでいきたいと考えております。

また、住民訴訟に関しましては、これに応訴する方針の下、第1回口頭弁論に向け手続を町としては進めておりましたが、町長が交代といったような時期と重なりまして、訴訟事務の仕切り直しが必要となったことにより、口頭弁論の期日の変更手続を仙台地方裁判所に上申し、令和5年10月中の開催で調整といった状況になっております。

現在、町の弁護士の選定も済みまして、選定させていただきました弁護士さんを訴訟代理人として、第1回口頭弁論に向けた準備を進めている最中でございます。

次、指定廃棄物最終処分場の問題になってきます。

議員からは、ご提言もいただいたわけでございます。指定廃棄物に関して、放射能に汚染された牧草または稲わらというのが、ご案内のとおり田代岳に今でも3,000トン以上が保管されている、保存されているような状況です。

今後、加美町、私自身も農作物というものを輸出することによって農家の収入アップを図っていききたいといったような戦略をイメージとして描かせていただいております。また、この地は世界農業遺産の地でもございます。

であることから鑑みて、また農家の皆さんの不安ということ、または、水源地に保管しているということで飲み水に放射能汚染というものが広がらないのかといった住民の不安の皆様々あることにより、あの放射能に汚染された稲や牧草というものを早急に処分していくといったことが重要でございます。

現在、すき込みによる処分というものが進められておりますが、なかなか時間のかかるものであるということを私も理解しております。議員が提言していただいた焼却といったことも1つの方法であることは、これ間違いありません。

しかしながら、広域のほうの事情といったようなことを鑑みていけば、そもそも1市2町、加美町と色麻町は焼却はしないよといった最初の約束の下に、焼却といったことを既に1市2町で進めている段階におきまして、当地の焼却地の住民の皆様のご感情といったものを鑑みたときに、こちらから頼めば、すぐ焼いてくれるといったような簡単な事情でもありませんので、ここはしっかりと状況というものを極めつつ話を進めていかなければいけないことでもありますし、または軽々にお問い合わせということにもできないといったようなことが今の現状なのかなと思っております。

しかしながら、今積みまれている放射能の汚染も、繰り返しになりますが牧草・稲わらといっ

たようなものは、これも定期的にロールをまき直さなければいけないといった手間暇もかかること、お金もかかることでございます。

ですので、私としては、あらゆる方法を模索しつつ早急に解決する手段というものを考えていきたい。または、しばらく放射能のレベルというのが測定されていまして、おそらく三、四年ぶりになるかもしれませんが、近い近々のうちに、もう一度測定値というものを把握するというのも重要なのではないかとこのように考えておる次第でございます。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、中新田地区商店街の観光地化ということでありまして。前の柳川議員の質問にもお答えいただいておりますが、加美町全体の商店街というような考え方の下、中心商店街ということで中新田地区の商店街の観光地化ということだと思っておりますけれども、商店街は、観光地化を進める上で、まず活性化というものが喫緊の課題ではないかとこのように私は思っております。

前町政時代に、旧三町単位でスタートをしたにぎわいづくりに関する委員会、これは、途中で補助金が打ち切れまして、現在独自に活動しているのは、中新田地区商店街にぎわいづくり委員会だけでございます。

同委員会は、独自にイベントを企画してグッズ販売などを行い、自主財源を確保しながら活動しているところであります。また、中新田中学校を訪問し、日頃の活動を紹介するなど、人材育成にも貢献しているところであります。

こうした活動が評価され、サントリーホールディングス株式会社が行っている震災復興事業、サントリー東北サンさんプロジェクトみらいチャレンジプログラムの第3期助成に採用されたことは、新聞にも報道されております。

これまでの地道な活動が評価された結果だということふうに思うんですが、メンバーは、自身の事業の傍ら活動もしております。産業振興課の職員もメンバーとして手伝っていただいております。現在まで、今度の秋の商工会主催のイベントなどにもお手伝い、また、先般行われました8月12日のお盆にも、やはり独自の活動、コロナ禍の中でも、昨年、おとしというふうに頑張ってきておられます。

その一方で、7月9日に開催されましたかみ活フォーラム、これには地域運営組織の事例発表があったやに聞いております。発表を行ったのはひと・しごと推進課の職員だったというふ

うに聞いております。この地域運営組織は、現在、旭と鹿原の2地区でございますが、町からの助成金のもとより、担当の職員も張りついて手厚い支援の下、行っております。

しかし、フォーラムに参加した、前述に申し上げましたにぎわいづくり委員会のメンバーからは、事業発表はすばらしかったが、参加者の発言機会もなく、内容がよく分からなかったというように聞いております。

特に人材の少ない過疎地域で、町主導の地域運営組織を立ち上げて、手厚い支援も必要と思っておりますけれども、自らの手で商店街を盛り上げようと活動している、この中新田地区商店街にぎわいづくり委員会のような中心商店街で活動する団体こそ、石山町政のまちづくりにも大きな貢献をするものと私は思っております。そういった団体にこそ、町の支援というものが必要と思っておりますけれども、町長の見解を伺います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

私も、中新田商店街にぎわいの中核になっている方々と何度かお話をさせていただきまして、どの期間で見るとかはいろいろあるのかもしれませんが、この数年、また長ければ10年間、中新田の、いわゆる商店街の活性化のために、実現手前まで実行プランができていたんだといったようなお話も聞いております。

もちろん、今回、このような私の所信または今の質問をいただいたような内容で、中新田のまちのイメージというものを持っておりますけれども、再三再四、私も皆様にお話しさせていただきまして、やはり住民の皆さんの考え、意見が最優先かと思っております。

ですので、いずれ早い段階で、一度にぎわいの皆様と会合等、また意見交換、町も含めまして持たせていただいて、どのようにしていけば、私が今回提案させていただいた観光地化ということに、どこまで賛同いただけるのかということも含めまして、いい意味で、中新田の商店街というものが、人が来る元気な中心部になっていくような努力というものも、加美町としてしていきたいというふうに、まず考えております。

もちろん周辺部をおろそかにするつもりはございません。ですが、繰り返しですが、まず、どこがこの加美町のポイントかと、どこを元気にまずすれば波及効果があるのかといったようなことを考えていったときに、繰り返しですが、商店街なのではないかといったようなことを思って、ここを中心に私の構想としては進めていきたいと思っております。

もし可能であれば、これは軽々に、ここで私自身が一人決断することができませんが、そのための様々な活動を行っていく上で、費用等もかかるのは、これ実態であるということは私も

認識しております。これは、財源が伴うことになりまますと協議も必要になってきますが、可能であれば、そのような支援というものもしていければというのが私の今の気持ちでございます。よろしいでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 先ほど申しあげましたかみ活フォーラム、これは、地域運営組織というくくりでのフォーラムだったんでしょうけれども、中新田地区商店街の活性化と地域運営組織、旭と鹿原だけなんですけれども、これがどこが違うのかということが、やはりちょっと疑問点として残る部分があります。

助成金があつて、職員も張りついてというのが地域運営組織で、自主的に活動しているのが、にぎわいづくり委員会だというふうに、端的に言われればそうなんでしょうけれども、どうも町としては、にぎわいづくり委員会も同じくくりで見ているのではないかというふうな感じをしているんですけれども、この点について、ひと・しごと推進課長、いかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長でございます。

ただいまご質問がございました地域運営組織と、地域で活動されます、今回、今にぎわいづくり委員会という形でお話ございました。どちらの団体につきましても、地域の活性化、そして地域の困りごと解決のために活動していただいている団体ということで、私たちのほうでも同じ扱いで認識としてはさせていただいております。

ただし、地域運営組織という形になりますと、やはり大きなくくりの中、1つの行政区だけではなくて、今回の場合ですと、加美町の場合ですと小学校単位という形になりますけれども、そういった中で抱えております地域エリア内での課題解決、そういったところを国のほうでも支援をするようにという支援体制の下に、そういった過疎化が進む地域の中、そういったところで、行政区の中だけでは解決できない部分、そういったところの課題解決に向けての支援について、国の支援策としても、こういった地域運営組織の必要性、そして課題解決の1つの方策ということで、その部分に関しましては、ひと・しごと推進課のほうで支援をさせていただいているという形になります。

また、個々の団体の皆様の支援等々に関しましては、もちろん、ひと・しごと推進課でサポートできる部分に関しましてはサポートをさせていただくとともに、あとは、それぞれ関係する関係部署の方々とも連携をしながら、やはり必要に応じてそういったサポート支援というのは重要になってくるのかという認識ではございます。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 地域運営組織のこういった事業も、大分年数、6年ぐらいですか、もう始まって。ですので、どういった方向に持っていくものなのか、先ほどの旭小学校の跡地活用についても、これは関わってくる問題だというふうに思います。

商店街といえば、中心商店街だけではなくて、そういった考えの下、石山町長が考える観光地としての加美町全体を考えるならば、こういった地域運営組織も活用しながら、商店街も含めた活性化というものも必要だというふうに思いますので、そういったところをしっかりと職員と町長と検討していただきたいというふうに思います。

酒蔵のまち中新田と、これについては中新田地区に特化したことであります。モニターツアーということですが、3つのやはり酒造会社との連携というのが非常に重要だというふうに思います。また、ぼのぼのキャラクターの活用ということは、以前からの踏襲ということになると思うんですが、新たな目玉策というものも必要ではないかというふうに考えておりますが、この酒蔵のまち中新田について、現時点で答えられること、新たな目玉策などがありましたら、お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） まず酒蔵という部分に関しましては、目玉策、3つの酒蔵があるということ、これだけでも非常に、日本全国見渡しても、しかも歩いて移動できるといったような、この短い距離に3つあるといった地域というのは、多分、そうそうないといえますか、中新田だけの特徴なのかもしれません、私が調べた限りになりますけれども。まず、そこを大きくアピールしていくということが、これまでできていたのかと言いますと、そうではありません。

じゃらんという、いわゆる旅行代理店などもありますけれども、そこで検索なんかしますと、ちょうど湯沢が3つあるということでアピールしていますけれども、そこはバスツアーを組まなければいけないぐらい酒蔵が離れていますね。ですので、このところをまず大きくPRしていくといったようなところから始めていきたいと思っております。

それに伴いまして、古い建物、中新田商店街には寅やさんなんかを含めまして、まだ残っております。これをどのように整備をしていくとかというのは難しいものでもあるわけですが、例えば富谷などが整備して今観光地化しているのと、1つのモデルとして、人が、皆さんが歩いてくれるようなまちづくりといったようなこと、これができればなと思っております。

また、ぼのぼの、これはただ、ぼのぼのというふうなことだけではなくて、実は今、少し所信表明にも入れさせていただきましたが、台湾や韓国、特に韓国におきましては、ちょっと前、

大変な世界的な人気があったB T Sなんか、ぼのぼのを非常にアピールしたということで、韓国においては3回目だというふうに聞いているんですが、ぼのぼのブームが来ているといったようなことで、もう少し、今あるぼのぼののグッズを展示している図書館と、あとはバス停のところ、バスを待っていただく住民バスのターミナルのところですか、あれを、もう少し見せるような整備をしてあげることによって、将来的には、そういう外国からのお客様なども迎え入れることができるんじゃないかというふうに思っています。

日本酒を活用するということになりますと、日本酒自体が、今農産物の輸出の起爆剤、主要産物になっているという話をしましたけれども、お酒が売れていけば、その酒米をうまく加美町内の農家に作っていただくといったことも将来は可能になってくるのではないかというふうに思っています。

そうしますと、商店街、酒というものを中心に、商店街も、または農家もよくなるといったような波及効果を目指していければなというのが今の特徴です。

あとはもう一つですが、よくこれ言われることで、議員の皆様からお知恵拝借の部分なんです、加美町って、特産、何でしょう、加美町ならではの食べ物が無いというふうな意見をよく聞きます。何かやはり、こういうふうな特産物というものを作るというわけではありませんが、見いだしてアピールしていくということも私は今後必要なのかなというふうに感じておる次第でございます。

まだ、この辺のイメージ論しか語れないところ、ちょっと申し訳ないところですが、今語れるところ、そういうところかなというふうに思ってお話しさせていただきました。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

ただいま町長のほうからお話がありましたが、現在といたしますか今回、観光庁の補助事業でインバウンド対策、要は訪日外国人を誘致する事業、それに、今回、加美町の計画が採択されました。

その内容といいますのが、加美町の自然を体感するアウトドアスポーツ、これを軸にしたツアー商品の造成というものでございます。今度、2泊3日でモニターツアーを計画しております。そのツアーの内容というのが、町内全域を巡るものでございまして、例えば、草木染め体験、あとは陶芸体験をしたり、あとは、中新田地区に行きまして酒蔵見学をして、ぼのぼの館なり、キャラクターベンチを巡るというものを体験し、それで3日目はSEA TO SUMMIT、こちらのほうに参加するというモニターツアーを計画しております。

この参加者でございますけれども、モニターツアーには、韓国人の方2人、それから台湾人の方2人で、韓国と台湾からインフルエンサーを各1名ずつ呼びしてモニターツアーに参加していただくということで、先ほど町長も申し上げました、ぼのぼのの人気のある国の方に来ていただくというものになっております。

そういったモニターツアーを実施し、それを検証して、加美町のシーズンごとのツアー商品というものを検討してまいりたいというふうに考えております。その中で、中新田地区商店街を巡るツアーというものも検討できればなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） ありがとうございます。

そういったモニターツアーもしっかりと行っていただいて、加美町の魅力を発信していただきたいというふうに思います。

町長、加美町には食べ物がないのではないかというふうにおっしゃいましたけれども、町長の一番得意な分野で米があるじゃないですか。町長がおにぎりを持って撮った写真とか、みそ焼きおにぎりでもいいんですけれども、やはり米というものを、この加美町の特産品として、しっかりとアピールの仕方が、これまでやはり足りなかったんじゃないかなというふうに感じておりますので、ぜひともその辺も検討していただきたいというふうに思います。

それで、先ほど聞きましたけれども、疲弊する事業者に対しての、商工業者は、以前新型コロナウイルス感染拡大が始まった頃の事業者給付金のみです。町独自の給付金もございました。やはり、私も商工業者の一人として感じることは、農家の方々は、米が取れないと言え、補助金だったり、やはりそういう制度がありますよね。商工業者というのは、何にもないんですよ。

初めて、この事業者給付金というものがいただけたとき、これは新しいことだなと、非常に私も感謝しました。しかしながら、それも収入とみなされて税金も取られますので、やはり、こういった新たな支援、融資枠の拡大であるとか、そういったものも検討も必要だと思いますけれども、この商店街の活性化について、最後の質問です、何かありましたらお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

私の家は農家ですので、確かにそういう意味では、農家と比較したときに、商工業者の方々に対する支援というものが手薄いよというようなこと、これも今、議員からいただいた言葉だけでなく、私も様々な機会でお聞きしたことはあります。

今ここで、まだやはり具体的なことを話すことというのは、私も控えさせていただきますけれども、大切なことの1つとして、自分が肝に銘じていかなければいけないのは、もちろん企業誘致ということで、外から新しい企業を引っ張ってきて雇用の場を生み出すという、この努力もしつつ、今ずっとこの加美町の中において、この加美町をこれまでつくってくださった、または経済を回してくださった既存の商工業者の方々に対して何ができるのかということも、しっかり心の中に置かせていただいて、かつ、今後の経済対策というものをどういうふうにしていくかということの指標としていきたいというふうに考えております。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） ありがとうございます。

次に、新庁舎建設についてでございます。

今回の町長選挙におきまして、町長は民意、町民の意見を聞いて判断するというふうにしておりますが、時系列的には、非常に厳しい状況だというふうに私は感じております。選定までの具体的なスケジュールについてお伺いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

新庁舎建設までのスケジュールについて、説明をさせていただきます。

前から、合併特例債を活用して庁舎整備をするということをずっと説明しておりました。そこからしますと、新庁舎整備の事業自体が令和10年度までに完了するというところでございます。

ということは、逆算いたしますと、建設自体は令和8年、9年、遅くても10年度の前半には終了しなくてはいけないということでございます。そうしますと、実施設計が令和7年度、基本設計が令和6年度ということになりますので、そろそろ位置を決定しなきゃない時期かなというふうに考えてございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 位置の決定についての、今年度中に位置を決定しなきゃないというふうに私は思うんですけども、町長の言う、町民の意見を聞きながら判断すると、聞いてから判断するということではありますが、位置を決定するまでのスケジュール、要は、町政懇談会なのか、そういうところで町民の意見を聞くのか、あるいはアンケートを実施するのか。

庁舎内でも、検討委員会が今されているわけで、その内容についても、議会でも説明してほしいということで、先般の全員協議会でもご説明はありましたけれども、そういったものを勘案して、令和5年度中に場所を選定するためのスケジュールをお伺いしたいんです。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

11月に町政懇談会が開催されていきます。私にとっても初めての町政懇談会ですから、今日、所信表明等でお話しさせていただいた時間と、もう一つ、庁舎の位置も含みます住民の皆様からの声というものを聞くような会にして、小学校区ごと、現在9か所で、まず町政懇談会を行っていく、大体日程が出てきましたので、その場において、住民の皆様にも今の考えということが聞ければというのが第1点です。

まだ確定していることではありませんが、私の思いとして、職員の中で話し始めたことですが、アンケート調査等、または位置に関する住民の意識というものを知るために、または、どういう調査になるかは別としても、庁舎の位置が、どちらが適しているかといったようなことが分かるような調査というものも行ってもいいんじゃないかというふうな考えで、職員と一、二度ミーティングをしたところであります。

目標としましては、今年中に決めていかないと、なかなか、役場で考えてくれた工程表には乗ってこなくなりまして、令和10年度には完成、そして、現本庁舎ですか、それを撤去しなきゃいけませんので、そこまで含めて令和10年を目指さないと合併特例債が使えないという現状ですので、議員ご心配のように、喫緊の課題ということになってきます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 前町長は、12年前に争点となった西田、矢越の調査問題で当選をされたわけですがけれども、その後、当選されてから2度、位置の条例改正案を提出して、いずれも、議会では否決されております。

やはり、特別多数の重さというものがあつたというふうに私は認識しておりますが、2度否決されたことも議会の意思であると思えますし、やはり、12年前と現在と、前町長もおっしゃってございましたけれども、もう大分状況が変わっているということでもあります。

場所の選定に当たって、矢越か西田かという議論をする前に、町有地に必要なもの、庁舎以外に、ほかに何が必要なのかというところで、例えば、西田に何かを建てる、西田をこういうふうに使いたいという、あるいはそれは反対でもいいですよ、矢越にこういうものをつくりたい、こういうものが必要だと、そのどちらかの使い方をしっかりと見定めてすべき、これも、町民の理解を得られるものだというふうに私は思っています。

そういうところで、以前の議会でも、私は前町長に提案して、これは却下されましたけれども、西田の町有地に、やはり10年過ぎた後の小学校の統合、鳴瀬小学校と中新田小学校の統合

を見据えた、西田地区に小学校を建設し、矢越に条例どおり庁舎というものが、私は一番ベストではないか。

そうすれば、中新田小学校の仮設も必要ないですし、庁舎の仮設ももちろん必要じゃないですし、双方いい方向で動くのではないかとというふうに私は考えております。ですから、こういった案というものも検討すべきだと思いますけれども、町長のお考え、どうですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） まさにご指摘のとおりだと思っております。

西田になるか、矢越になるか、これは単に庁舎をどこにするかということだけじゃなく、今議員ご指摘のように、仮にこちらになったら、こちらが空くわけですから、そちらに何といったような、いわゆるパッケージで、また現庁舎は、跡地にここもなっていますから、ここはじゃあどうするんだと。

今の、これはあくまで議員のお考えに従って答えさせていただければ、じゃあ今度は、移動させた小学校跡地は何に使うんだといったような、いわゆるランドデザインと言ったらいいんでしょうか、トータルでデザインしたものを町民にお示しできるような案、ただこっちだ、あっちだでなくて、というものを、私自身も今年度中に、まず素案かもしれませんが、お見せできるような努力はしていきたいというふうに考えております。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） ぜひとも、選挙があるたびに町民が二分するようなことなく、石山町長の手腕に期待するところであります。

次に、風力発電についてですが、日本風力エネルギーとグリーンパワーインベストメントの計画する風力発電施設については、町長として改めて反対の姿勢を取るところであります。この方法書の段階を終えております。県知事に対する反対意見は、事業者から準備書が出されてからなのか、それとも、準備書が出る前の段階で行うのか、この点について、町長のお考えを伺います。

○議長（早坂忠幸君） 地球温暖化対策室長。

○地球温暖化対策室長（早坂 卓君） 地球温暖化対策室長でございます。

ただいまご質問のあった、町の反対の意見ということでございますけれども、町では、先ほど議員からも説明がありましたとおり、現在、今計画されている2事業者に関しましては、方法書が終わりまして環境影響評価の調査中でございます。現在も、まだ具体的な位置や基数等は示されておりません。調査にもここ数年、まだまだかかるというふうにもお聞きしてござい

すので、その後に、具体的な計画があり、準備書の提出というような段階になるのかというふうに思っています。

町では、ご存じのとおり、環境影響評価について県知事から意見を求められ、それに対して意見を述べていくというようなスタンスでございますので、まだ今の段階で、県知事に反対とかというようなことは、今のところは考えてございません。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） ということは、これまでの報道で、例えば、川崎町であるとか、川崎町の計画、関西電力のですね、あれが計画が撤退した経緯を見ますと、川崎町の町長が知事に対して直接反対の意見を述べたということがあったと思うんですけども、あれは、準備書だったり、方法書だったり、各手続に対して県知事からの意見を求められて、それで反対ということではなかったんですか。他の自治体のこと、分からないと言われればそれまでなんですが、ですから、加美町においての今の計画が、本当に、町長は反対、反対と言っていますけれども、結局は事業者が諦めない限り、住民の不安というのはなくなるんですよね。こういったところを、いち早く知事に対して物申すことが必要なのか、あるいは、もう最後の段階ですと準備書ですよね、準備書が出てからの行動ですというふうになるのか、それは町長の判断かどうかちょっと、私は町長の判断だと思うんですけども、どうですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ちょっとその辺のプロセス、私もこれから検討していきます。もちろん、自分の意思は、この期間になりますけれども、今計画段階の、2つの事業者に対しては明確に伝えておりますし、また、先方の2事業者も、自分がどういう考えでいるかということは理解しているといたった状態です。

ただ、今後の風力、あくまで町有地または国有林野なんかを使う場合は、同意書に承諾しないよというようなことまでは言っておりますけれども、確かに、今後の風力に対するスタンスといったようなことを考えていく上では、今、議員から提案があったような、また県との交渉ということも、また、やり取りということも考えていかなきゃいけないのかなというふうに改めて思いましたので、ちょっと検討課題とさせていただきます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） ぜひとも、よろしくお願ひしたいと思います。

風力発電に賛成する方もいらっしゃいます。選挙戦でも、町長が言っていたこともありますがけれども、賛成する林業関係者に対して、やはり風力発電に頼らない、もうかる林業と

いうものを提唱する必要が私はあると思います。

今、産業経済常任委員会でも、農林水産省が提唱する木材の新たな素材に関する視察も計画をしているところでありますが、やはり加美町で林業をして、もうからなければ、それは、先ほどの雇用の問題もそうですけれども、もうからなければ、林業に従事する方はいっしょらなくなる。

当然、従事者がいなくなれば、山が荒れる。山が荒れば、そういった風力発電の業者が来て、道路を造ってもらうからいいんだよ、貸すからお金が入るんだよということになれば、どんどんそちらの方向にいつてしまうということだと思えます。

ですから、賛成する方たちも納得するような、もうかる林業というものを、町としてもしっかりと推奨していく必要があると思えますが、この点、こういうことについて何かお考えがありましたら、お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

これに関しては、議員からも、以前からご提言いただいて、アドバイスをいただいていたところがございますし、先ほど、時間がなくて、柳川議員からの申出には答える時間がなかったわけですけれども、加美町の約7割が、いわゆる森林であるといったようなこと、また、この豊かな自然が加美町の風土または景観というものを形成しているといったような事実、これを考えたとしても、やはり林業、森、山を守っていくためには、やはりきちんとした維持管理が必要です。

そうなりますと、やはり林業に携わる方々が、やはりこれも同じように、稼げる林業、食える林業じゃなければどうしようもないといったようなことも含めて、それが全ての理由じゃないですけれども、今回、やはり風力ということに対しまして、地権者の方々などが魅力を感じるというのは、これは当然のことだったのかなというふうにも思います。

今、例えば、これから活性化ということを考えていったときの、まだアイデア段階ではありますけれども、1つ、中国で今、木材需要というのが非常に高まっています。2018年から、中国で今まで許可されなかった木造建築というのが許可されるようになりまして、ある意味、木で家を建てるというのが、富裕層のシンボリックな状態にもなっているといったような話があります。

西日本のほうでは、中国用の材、これを輸出というのが非常に盛んになりつつあるといったような情報もありますので、例えば、このような部分で活路を見いだせないかといったこと、

または、加美町の広葉樹なんていうのは非常に素晴らしいといったようなご評価を、ある一部の林業関係者なんかでは評価いただいているといったような話もあります。もしあれでしたら、森林整備対策室から少し詳細を。

○議長（早坂忠幸君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（阿部正志君） 森林整備対策室長でございます。

今、町長からもありました町の広葉樹の活用でございますが、令和3年度の事業で、中新田公民館の建設に伴いまして、森林組合あと北部振興事務所の職員と連携を取らせていただきまして、まず試験的にとということで、公民館のホールに置いてあります机と椅子を広葉樹で作らせていただきました。

作って展示するだけではなくて、作って展示するまでに、どれくらいの労力が必要になって、お金が必要になって、あと、加美町のほうには、今町長が言われたとおり、広葉樹が資源としてどれくらいあるかの再度見直しというのも含めながら、一旦事業をやらせていただいた経緯はございます。

それで、まきストーブも一緒に設置させていただいて、パネル展示などもして、町民の皆さんにも分かりやすいように場所を提供させていただいたという経緯がございます。

また、その後ということでございますが、なかなかこの広葉樹の利活用、登米の森林組合のほうとも情報交換はさせていただいておりますが、なかなか今、足踏み状況でございますので、これから、まだまだ研修なども行いながら真剣に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） ぜひ、林業に関しては、今年2月に総務建設で視察に行きましたときに、日南町を視察してまいりましたけれども、ここでは、林業の発展とともに後継者育成ということもあって、町独自で林業の従事者の学校をつくったというような先進事例もございます。

ぜひ、そういった事例もアンテナを高くしていただいて、林業関係の皆さんに、よりよい情報を提供しながら、やはり、もうかる林業を提唱していただきたいというふうに思います。

J R E宮城加美との住民訴訟について伺います。

前町長は、契約内容については問題ないというふうにしておりました。そういった姿勢でおりましたので、この訴訟については、争うという姿勢だったんだろうというふうに思いますけれども、今後、石山町長は、どのような姿勢でこの訴訟に対して臨むのか、町としての考え方について。今までとは、多分、総務課長変わると思うんですけども、そういったところ。

それから、協定とか覚書を交わしたということは、契約に何らかの落ち度があったことを、やはり事業者が認めているんだと私は思います。そういった意味で、この訴訟を通じて、地上権、地役権ともに、契約条項そのものを正しいものに変更するという協議をすべきというふうに思いますけれども、町長、課長、どちらでも構いません、答弁をお願いします。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

まず、これまで町と事業所が交わしてまいりました協定書なり、あと覚書についてでございます。

今、議員がおっしゃったように、地上権設定、契約書に落ち度があったのではないかということでございますけれども、以前からご説明申し上げておりますが、あくまでも、契約書締結時に双方が、町と事業者側の双方が確認した内容でございます、今回の覚書につきましても。それが、ほかの方から見ますと分かりにくくて誤解を招く、不安を抱くというところがございましたので、そこを払拭するために、それを補うための覚書というような認識でございますので、よろしく願いいたします。

あと、裁判につきましては、先日、弁護士さんと初めての打合せをさせていただきました、裁判の方針などは、これから協議するという予定になってございますので、どのような方向で進めるかというのは、これからになります。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 今、総務課長から話があったとおりでございますけれども、もう少し私のほうから補足説明をさせていただきます。

役所とJREと東北電力と、また私もいて話を一度させていただきました。今、町と交わした契約書、あと協定書、覚書、今課長のほうからも、分かりづらいというようなことも含めまして、または今後の裁判をどこに落とししていくかということもあるわけですが、契約の修正または一本化、協定書、覚書で備えるじゃなくて、分かりやすい内容にしていけないか、その修正は可能かといったようなことでJREに申出て、決して悪い反応ではありませんので、裁判の状況も鑑みながら、継続して交渉していく価値はあるのかなというふうに感じております。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） やはり、裁判の状況というものが、この契約の内容の変更にも大きく影響するというふうに受け止めさせていただきました。しっかりと行っていただきたいと思っております。

時間がありませんので、最後ですが、指定廃棄物最終処分場について、先ほど知事との会談内容は、町長からお話がありました。焼却に関して、なかなか大崎広域の中の色麻・加美町は焼却しないという方向性で始まった今回の処分でありますので、町長が代わったからといって、すぐに加美町のを燃やしてくださいということはいかないというふうに、これは理解できます。方針転換がなかなかできないというのは、理解できます。

しかしながら、加美町も大崎広域の一員として、今後の状況を見守りながら最善の方法を慎重に検討してほしいというふうに思います。すき込みを進めたことによりまして、現段階で個人保管分の状況あるいは田代放牧場に保管分の減衰状況、今の段階でお分かりであれば、お願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

汚染牧草の保管状況でございますが、個人保管、まず昨年度末の数字でお答えさせていただきますが、個人保管分につきましては1,629トンございます。町保管分につきましては2,036トンになります。ただ、町保管分につきましては、田代牧場跡地と、あと鹿原の天ヶ岡地区に鹿原地区分の汚染牧草がありますので、それを含めての数字となります。

すき込みのできる400ベクレル以下につきましては、個人保管分が454トンございまして、この分につきましては、今年度のすき込みで終了予定でございます。町保管分につきましては327トンございまして、こちらにつきましては、来年度、何とか完了に持っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君に申し上げます。時間が時間ですので、最後の質問でお願いいたします。

○4番（味上庄一郎君） 最後の質問です。

先日、報道でありました大崎市で県外処理というものがございましたけれども、賛否両論あるようですけれども、我が町では検討の余地はあるのかどうか、この点を最後にお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

県外焼却処理につきましては、大崎市でも、県からの情報提供によりというふうに新聞でも報道されておりますが、町といたしましても、まずその辺の情報収集をしまして、その可能性について、今後検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○4番（味上庄一郎君） これまでになく、建設的な質疑ができました。終わります。ありがとう

うございました。

- 議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、4番味上庄一郎君の一般質問は終了いたしました。
暫時休憩します。15時25分まで。

午後3時13分 休憩

午後3時25分 再開

- 議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

通告4番、8番伊藤由子さんの一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔8番 伊藤由子君 登壇〕

- 8番（伊藤由子君） それでは、通告に従いまして2点質問いたします。

まず最初に、所信表明について。

所信表明の中の風力発電建設問題というふうにテーマを掲げていらっしゃる、その部分について質問いたします。

2024年4月に運転開始予定のJRE宮城加美と加美町が結んだ契約について、今年の6月6日、町民15人が町有地を使わせないよう求める訴えを仙台地裁に起こしています。朝日新聞、2023年6月7日付によりますと、住民「町有地使用を巡る契約違法」とあります。

所信表明において、契約内容の見直しなどに力を尽くしたいとありました。契約及び裁判への対応などについてお伺いします。

1点目、風力発電機が設置されることによって、地元だけではなく下流域にも水害誘発の可能性が高まると発信しておりますが、根拠となる事例についてお示し願います。

2点目、今後、計画段階の2事業者に対しては、町有地を貸与しないと宣言していらっしゃいますが、町有地貸与の基準について伺います。

3点目、保安林解除の考え方についてお伺いします。

4点目、今後の裁判の予定と、それに臨む姿勢について。

前の議員も質問されておりますが、続けて質問したいと思います。お願いいたします。

- 議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

- 町長（石山敬貴君） 伊藤議員より質問いただきまして、ありがとうございます。

それでは、風力発電に関しまして4点質問をいただきました。それに合わせながら、順次お答えさせていただきたいと思っております。

1点目の、風力発電機が設置されることによって、地元だけではなく下流域にも水害誘発の可能性が高まると発言しております。その根拠となる事例についての質問にお答えしたいと思います。

加美町は、ご案内のとおり鳴瀬川水系源流部に位置しておりますので、無秩序な森林開発などが行われないう、水源地域の保全を通して、町民の生命と健康だけではなく下流域まで含めた水環境の保全を図っていく必要があるのと、また責務があるかと私は考えております。

その中におきまして、先ほども1つご紹介させていただきましたが、山梨大学の防災の専門家であります鈴木猛康先生という方がおられますが、その方の算出、シミュレーションの結果について、お話をさせていただきたいと思っております。

今現在計画されている、特に宮崎地区を中心に建設がされております最大150基の風力発電所を設置するとなりますと、作業道路、仮に幅40メートルの作業道路を建設していくとなりますと、大体、尾根に沿いまして80キロほどの作業道路用の用地が必要となり、それに伴って、広葉樹を中心に伐採していかなければならないといったこととなります。

その面積は、総じますと320ヘクタール、320町歩といった広大なエリアになってくるわけなんですが、広葉樹というものは、一般的に針葉樹よりも保水能力が高いと言われておりますし、また、森林または樹木が育つに大切な、土の中にあります菌糸というものがございすけれども、それが共生関係が崩れまして、土もぱさぱさの土となっていきます。

一般的な話で恐縮でかもしれませんが、近年、豪雨被害というものが多発しているということも含めて考えますと、ぱさぱさになった土というものは一気に流れ出しますので、これ、土砂災害や洪水の誘発といったようなことを山梨大学の先生が指摘しているといったようなこともございます。

もちろん、風力発電所というものが設置されれば、町に対しまして固定資産税の納付、または事業主よりも有形無形の支援が町にあるということも予想されるわけでございますけれども、もし、豪雨被害による、または洪水といったようなこと、これなどは、昨年7月も当加美町を襲っているわけなんです、そういうこととなりますと、人命に関わる危機、またはそのリスク、または皆さんの財産を毀損するリスクというものが高まるといったようなことを考えまして、私自身も住民、この風力発電所のこれ以上の設置というものは反対しているといったような理由によるものです。

近年ですと、また、事例としましては、熱海の土砂災害というのが記憶に新しいわけがございますけれども、あれも、やはり業者のいわゆる乱開発であつたりといったようなことに起因

しているといったことが、私、一つのよい実例なのかなというふうに考えておる次第でございます。

2点目の町有地貸与の基準に関するご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

普通財産である町有地の貸与に関しましては、地方自治法第238条の5において、貸付け、交換、売払い、譲与のほか出資の目的とすること、私権を設定することができるかとされています。

普通財産を貸し付ける基準については、条例等で明確な定めはありませんが、町有地であれば、将来の利用計画や売却の可能性がないかどうか、貸付けの用途や目的が公序良俗に反するおそれがないかを考慮した上で貸付けを行っております。

また、貸付けに際しては、複数年にわたる普通財産の貸付けなどは、有償、無償を問わず契約書を取り交わしているほか、今回の風力発電や部分林等においては、賃貸借契約ではなく地上権設定契約などを締結しているものがございます。

現在、計画段階の2事業者の事業計画におきましては、立地場所や設置数が多数に上ること、環境への影響や健康に与える影響が心配されており、住民理解がまだ十分に得られているものとは考えることができません。町民の不安の声も多くいただいていることから、町有地の貸付けは、私自身できないと考えております。

3点目、保安林の解除の質問をいただきました。

保安林は、森林の働きを生かし、自然災害等から人命や財産を守り、人々に憩いの場を提供し、良質な水や空気を提供するなど、私たちの豊かな暮らしのために設定されています。

このような設定目的の保安林を解除することは、再生可能エネルギー施設設置に伴う解除においても、森林法により解除に基づく要件が定められ、町の同意を基に、農林水産大臣または宮城県知事の解除権限となります。

今回の再生可能エネルギー施設設置に伴う保安林解除の考えとしては、基本的には、水源涵養や土砂流出防備など、町民や下流域の住人の暮らしのために設定されていることと併せ、住民の理解が十分に得られていないことを重く受け止め、私自身、同意することはできないと考えております。

4点目、今後の裁判の予定、それに臨む姿勢についてのお問合せをいただきました。

今後の裁判の予定に関しましては、これに応訴する方針の下、第1回口頭弁論に向け手続を進めておりましたが、町長交代の時期と重なってしまいました。したがって、訴訟事務の仕切り直しが必要となったことにより、口頭弁論期日の変更手続を仙台地方裁判所に上申し、令和

5年10月中の開催で調整という状況であります。

これらの状況の変化も踏まえ、新たに訴訟代理人として選任された弁護士と打合せを行いながら、現在、第1回口頭弁論に向けて準備を進めておる段階でございます。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 今、説明をいただきました。

先ほど柳川議員にお答えいただいた内容と、ほとんど同様の山梨大、鈴木教授の情報がありました。

国内においては、風力発電機数は2,622基、5月時点での数です、私が調べたところによりますと。この2,622基の中で、心配される環境破壊、水環境の悪化、下流域に及ぼす水害が誘発される場所等々について、具体的に、ここは危険視されているよ、ここは問題になっていますよというふうな情報を、もしお持ちでしたら説明をいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 地球温暖化対策室長。

○地球温暖化対策室長（早坂 卓君） 地球温暖化対策室長でございます。

今、伊藤由子議員からいただきましたご質問に対してなんですけれども、私たちも、それぞれの状況がどういったものかというのは、把握はしていないんですけれども、それぞれ風力発電の建設に当たっては、環境影響評価だったり、また、山のほうであれば林地開発など、それぞれの県において許可を得て建設されたものだと思いますので、それぞれ環境に配慮し、適正に管理もされているものと思っております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） もちろん、誰もが、最近起きている線状降水帯みたいなことが起きて、新たな災害が起きてほしくないというふうに思っていますし、風力発電が建設されたことによって、そういったことが誘発されるのは、それはそれで、とても困ります、困ることですというふうに言いたいんですが、実際に、誰に聞いても、実際どういう事故がどこで何件起きているかを説明できる人は、今まであまり会ったことはありません。

私も調べてみても、なかなか、新聞記事をいっぱい登載している雑誌を見てみても、なかなかないので、それを具体的に、もしご存じであれば、教えてほしいなど。そこから、私たちは、こういった場所に建てると、やはり駄目ですよとか、こういう建て方は困りますよというふうに、やはり言っていけると思うので、そういったことを教訓にできるかと思うので聞いてみました。

今のところ、誰も、こういった場所に起きた、風力発電機が倒壊したり、そのことに、建設する建設工事によって水環境が悪化したり、水害が起きたりというふうな具体的な事件、そういったことが、なかなか聞こえてこないのもうちょっと私は調べてみたいなと思っております。

それから、保安林についてなんですが、保安林は役割があって、必要性があって指定されているかと思えます。西部地域には保安林がたくさんあるというのも承知しております。それについては、ずっと町としても、保安林は解除しない、それについては慎重にしていきたいということ、ずっと意見書として述べてきていたかと思えます。

むやみやたらに伐採したり、保安林を解除しないという姿勢は、以前から町としてはあるんじゃないかなと思えます。そういった姿勢でいくということについては、同じなんですね。確認したいと思えます。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 保安林のご質問に関しましては、今、伊藤議員から言われたとおりのことだと思っておりますし、やはり、無秩序な乱開発といったようなこと、私が先ほど答弁で答えさせていただいたように、やはり水源の涵養といったような意味での保安林設定ですから、やはり、それを損なうような開発ということは、これは特に上流域に住む私たちも、またはそのために管理を行っている国の機関、または町の森林整備対策室ありますけれども、そのようなそぐわないことは行ってはいけないというふうに思っております。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） それでは、加美町の今現在の年間の森林伐採量について、どれくらいか把握していらっしゃいますか。民間の森林伐採について、今どの程度、年間伐採されているか。それについて、植林がきちんと行われているかどうかということについても、私はすごく気にしております。

もちろん、森林組合の人たちがおっしゃる心配事もあるわけなんですが、森林伐採量について、町長はご存じですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 申し訳ございません。

不勉強ながら、ここで正確な数値を私自身答えることができません。大変失礼します。

○議長（早坂忠幸君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（阿部正志君） 森林整備対策室長でございます。

今、伊藤議員さんからご質問のありました、私有林の伐採届の状況でございますが、令和4年度の総件数にしまして77件の伐採届が提出されております。面積につきましては、62ヘクタールの加美町内の私有林のほうが伐採届が出されております。

ただ、令和4年度中に伐採が完了はしていませんが、伐採届としては、届出の面積としては、これぐらいになっています。よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 2年ほど前の「どこでも町長室」で、私たちが質問したところによりますと、年間の加美町の森林伐採量は100ヘクタール近くに及ぶというふうなデータを示されたことがあります。それについて、なかなか植林も、それに見合った植林が進んでいないというふうなお話も伺ったことがあります。そういったことも併せて考えていくべきではないかなというふうに思っておりますが、とにかく、今こういう状況ですので、風力発電によって環境破壊が起きるんだということだけに集約されがちなんです。ほかの要素もあって、こんな加美町の山の状況についても、もうちょっと考えていきたいなというふうに思っておりまして、お伺いしました。

それから、契約内容の見直しというふうにおっしゃっていますし、町長は、町が不利益になる契約ではないと、私の質問、ずっと一般質問で聞いてきたところによりますと、町では、町が不利益になる契約を結んではないというふうに説明をいただけてきました。

裁判の対応姿勢についての質問があったわけなんです。この立場を変えることになるんですか、今後、町長は。

この契約が、町長は、いろいろな冊子とかアンケートとかに、違法状態が解消されるまで、町有地を事業者に使わせないと、契約内容の、今回の所信表明では、見直しについて力を尽くしたいというふうにおっしゃっているんですが、そのことに関連して、町は、これまで、契約は間違っていない、町が不利益を被るような契約ではないというふうに、私の質問について答えてきたんですが、その不利益を被るような契約ではないということについて、町長はどういうふうにお考えなんですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） これまでの町の答弁というのは、もちろん継続性ということは、私自身も重要視していきたいわけですが、その一方で、今回の住民の皆様から提訴された内容ということに関しては、町が不利益になる場合があるのではないかといたことも含んでおります。この辺は、今後、裁判の進行具合におきまして、もし、仮に原告の皆さんが言うところ

の、町が不利益になる部分というものがあつたよということ、裁判を行っていけば、もし仮にあつた場合、それは私は認めていっていいことですし、むしろ、町にとっては、これまで不利益がないと思っていたんだけど、こういう局面では不利益があるんじゃないかといったようなことで、これ、平たい言葉で言わせていただきますと、町が損することはないかと思うんですね。

ですので、もしそのようなことも含めまして、今後の裁判の推移というものを見ながら、また、事業主に対しまして契約の修正といったものを求めていきたいというふうに考えております。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） それでは、裁判の推移を見守りながら判断していくというふうに解釈してよろしいですね。はい。

それでは、関連してなんですが、同じような表現で、違法状態が解消されるまで町有地を事業者に使わせないという発言もされております。きちんと書かれております。

○議長（早坂忠幸君） ちょっと待ってください。まだ、答弁求めていますので。

○8番（伊藤由子君） 町有地を事業者に使わせないというふうなことも、きちんと書いていらっしゃる、おっしゃっていらっしゃる。そのことについて、私はメモっていたんですが、町有地貸与については、町長個人で判断することではなくて、公有財産取得処分検討委員会に諮って決めてきたことなんですよ。それは、きちんと町有地の貸付けについてという町が出した書類もあつて、平成31年2月5日、令和元年6月20日、令和元年11月21日、この3回、公有財産取得処分検討委員会に諮って、町有地を貸与していいかどうかを決めていました。

そういった、決めていくことについて、町有地を貸与させないということは、この決定に異議を唱えることになるんですが、それって大丈夫なんですか。決定を変えることはできるんですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） これ、すみません、私も議会、今回初めて答弁なんですけれども、こちらから聞くというのはいいんですか。よろしいですか、確認よろしいですか。じゃあ確認をさせていただきます。

○議長（早坂忠幸君） 確認程度で、質問者から聞くのはよろしいです。確認程度にとどめておいてください。町長。

○町長（石山敬貴君） では、確認させていただきたいんですが、先ほど伊藤議員がおっしゃっ

た、私が、違法状態が続くうちは町有地を貸さない等の、今ご指摘いただきましたが、それはすみません、何に記載されていたものでございますでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 今、資料、後で提出します。確認して提出します。

○議長（早坂忠幸君） 確認して、後で町長に提出する。別の質問に移るわけですか。

○8番（伊藤由子君） はい。すみません。探している時間をもったいないです。

○議長（早坂忠幸君） 次に進んでください。

○8番（伊藤由子君） 次に、先日、JREの建設現場を議会の特別委員会で視察をしてきました。民有地には5基、もう建設されていて、町有地には、今建設中のものが何基かありました。それを見てきました。町有地への建設も進んでいました。町有地を使わせないというふうなことは、建設をストップさせるということになりはしないかと私は心配するものなんですが、それは大丈夫なんですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 先ほどの私の確認にも通じるところがあるんですが、この期間、私の選挙期間の公約等も含めまして、ちょっとご説明をさせていただきたいと思います。

私は、今建設中の10基に関しまして、現実的に契約も済み、そして建設も行い、来年の4月から稼働も決定しているといったようなこと、または、伊藤議員から先ほどご指摘もありました町有地の貸付けという契約も、そこに様々な提訴状態であるとは言いながらも、既に契約というものが済んでおるわけでございます。

それに関しまして、この10基に関しては、私は運転を止めると言ったような考えで、物事を実は話ししたことは一度もございませんので、ただ、その契約内容等または手続等に幾分かの瑕疵があったのではないかとということで、契約の見直しをしていきたいよねといったようなことを、少なくとも選挙戦の公約とさせていただきました。

ですので、今のご質問に対しまして、私が答えることができるとするならば、このまま、先ほどの所信表明でも話をさせていただきましたが、今、業者に対しては、もし裁判の状況によっては契約の見直しとすることができるか、また、その用意があるかといったことと、引き続き、事業を少なくとも20年はやっていく意思でおるわけですから、住民とのいわゆる相互理解、または建設または運転における安全性の担保といったことをしっかりやってくださいねといったようなことを話をさせていただいたというのが、直近の事業者とのやりとりになります。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 先ほどの、何に載っていたんですかというふうなことなんですが、全く同じ文章ではなく、別な、もう一つあったんですけれども、大崎タイムスの候補者アンケート、将来ビジョンや課題解決策について、2人に質問した記事があります。

そこで、町長は、事業者への町有地の貸与、保安林の解除を認めないことにより、この計画を止めるというふうに言っております。一応そこは、ちょっとそこ。次、ちょっとすみません。いいですね。

それで、町有地の貸与については、12月にあった住民からの請願がありました。3月の定例議会で、その請願についての審議がありまして、町有地を貸与しないよう求めるという項目、4項目めについては議会で否決しております。町有地を貸与しないよう求めるという4項目めの項目については、議会全体で審議した結果、否決していますが、議会の議決は不採択でした。議会の議決を尊重すべきだと思いますが、それについてはどう考えますか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 一つ一つ、申し訳ありませんが、ひもとかせていただきたいと思っております。

先ほど、伊藤議員が、まず読み上げていただきました大崎タイムスに関しましては、まず、今建設が進んでいます、来年4月から稼働させていただいているJRE宮城加美の事業主ではございませんで、今、計画段階にある2事業者に対するコメントであるというふうにご理解ください。（「はい」の声あり）ですので、よろしくご理解いただければと思います。

あと、先ほどの議会のことに関しましては、もちろん議会での採択というもの、これは、私の就任前でもございますので、議会に採択のあったことは全て認めていかなければいけないというふうに認識しております。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 同じ大崎タイムスの新聞記事の最後に、すごく大事なことが書かれていますし、お話ししてあります。先ほど味上議員とやりとりした内容なんですが、これが、今日の質問の私の大きなテーマです。

風車設置に依存しない山の管理、林業の活性化を行うというふうにおっしゃっています。それが、何より私は大事だと思っています。全てが風力発電機で解決されるとも思っていませんし、私も。できるなら、地産地消でエネルギーをきちんと確保していくべきだと思っています。

それにつけても、請願の際に、宮崎の森林組合の方が書面をよこしていますが、70年もかけて私たちが守ってきた山ですよという発言とか、（「部分林組合」の声あり）部分林組合。ご

めんなさい。それから、風力発電事業に関する座談会の際、小野田文化センターで、部分林組合の方がまた発言していました。「山に来て見てみてけらいん」と。「今どうなっているか、加美町の山、知ってんのすか」と。「見に来たことあるんすか」とかと言ったおじいちゃんの言葉を、私はすごく胸に響いていました。

そういった意味でも、風車設置に依存しない山の管理、林業の活性化について、先ほど、まきストーブの件や机・椅子の製作、中国への木材需要に対する対応とかと説明がありましたが、ほかにどんなことを具体的に考えていらっしゃるのか、ぜひ伺いしたいと思います。これを最後の質問にしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） どうもありがとうございます。

今回、風力発電というものと森林業と、これ、どうしても切って切れないような関係性に加美町がなっているといったこの事実、これは私も重々承知でございますし、ただ、これは非常に私自身悲しい事実かなというふうにも強く感じております。

やはり、山が荒れるということによって、その遠因として、例えば、近年農業現場で問題になっている鳥獣被害というようなことも増加しているといったようなことも指摘されます。個々別々、こういう対策、こういう対策というようなことを自分の頭で考えていることもございます。ですから、先ほどお話しさせていただいたことが具体案としてはそうですけれども、私は、やはり一番なのは、何とかそのほか農産物の輸出等も考えておりますから、また、観光誘致ということも考えているからこそなんです、全ては、一つ、我々独自のブランド化というものができていかないと大局的には思っています。

例えば、森林業を活性化していくといっても、差別化を図っていかなければいけません。ですから、先ほど森林整備対策室において、どのくらいの広葉樹があるのかということ、これから調査していく。その中には、おそらく何か加美町ならではの材もある可能性も、私は秘めているんじゃないかと思っています。

その中における、一つ、何か加美ブランドと思われるような、材だけではありませんが、農産物とか、そういうブランドづくりというものもしっかり行っていければなというふうに考えております。

いずれにしても、これもまた地元のことで、私たちが持っている一つの大きな資源ですから、これをいい意味で活用していくといったことが重要かというふうな認識でおります。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） ありがとうございます。

それでは、2番目の質問に移ります。

SEA TO SUMMITについて。

2017年のプレ大会以来、今年で6回目を数えます。SEA TO SUMMITは、先般行われたツール・ド・347と同様に、タイムや順位を競うスポーツとは異なり、参加者個人やチームがおのおので目標を設定し、自然に触れたり参加者の交流、地域との交流などを楽しむスポーツとして定着してきていると私は思います。

今回の実施計画などについてお伺いします。

今回実施の2023年10月7日、8日についての参加者募集などの発信方法について。2点目が、環境シンポジウムの内容について。3点目が、パラチャレンジの部についての体制。4点目が、天候急変などへの救急体制。5点目が、ボランティア組織の連携などについてお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 今、質問いただきました5点に関しまして、順次お答えさせていただきます。

まず1点目。参加者募集などの発信内容について。

今年度のSEA TO SUMMITにつきましては、9月8日時点になりますけれども、194名の参加エントリーがあります。うち県内参加者は76名で、加美町町民は29名、県外参加者は118名となっております、遠くは北海道や福岡県からエントリーされるなど、全国からの参加があるイベントとなりつつございます。

募集については、加美町のSEA TO SUMMITは、国内全11大会で最も難易度の低いコースとして、家族や初心者でも安心して楽しめるという内容で紹介されております。また、ほかの地区の大会との差別化を図るため、大崎地域世界農業遺産推進協議会と連携して、世界農業遺産大崎耕土のロゴを大会ポスター及びチラシに記し、世界農業遺産の地を体感できる大会を前面に押し出しております。

そして、県内外のポスター送付はもとより、山形県の月山大会、鳥海山大会へ実行委員会事務局とかみ〜ごが直接出向いて参加募集を行ったりしております。また、募集開始と同時に、事務局である加美町観光まちづくり協会のホームページや加美町のホームページでのイベント紹介をはじめ、SNSを使った告知も行っております。

2番目として、環境シンポジウムの内容について、お答えさせていただきます。

10月7日に行う環境シンポジウムの基調講演につきましては、東北大学大学院農学研究科教

授の陶山佳久さん、ちなみに前の同僚でございますけれども、研究分野である世界各地の生物DNA調査や、地域の固有生物から導かれる地域愛に至るお話など、生物多様性を回復の軌道に乗せるネイチャーポジティブ関連についてご講演いただく予定となっております。

また、その後に、私と加美町出身のカヌースプリント日本代表選手、小松正治選手、メンバーの辰野会長、陶山教授でトークセッションを行う予定となっております。また、会費制によるウェルカムパーティーを開催し、加美町の米やお酒、野菜などを参加者の皆様に味わっていただく予定となっております。

3番目、パラチャレンジの部についての体制についてお答えします。

パラチャレンジにつきましては、ご自身の能力に応じて希望の種目のみ参加が可能であり、また健常者や伴走者とのチームでの参加も可能です。参加申込者があった場合には、カヌー競技では、資格取得者がいる加美町中新田海洋センタースタッフの協力に対応も可能な状況としております。また、一般社団法人宮城県障害者スポーツ協会や、東北ハンドバイク協会等からも支援を検討しております。

天候急変などの救急体制についてお答えします。

救急体制については、まずカヌー種目については、監視艇や救助用のカヌー係、陸上監視係などを数名ずつ配置して、選手の動きを確認しております。ロードバイク種目については、先頭車両や最後尾車両のほか、救護者や自転車輸送班、各交差点等には誘導員を配置し、コース途中の選手の動きに注意していこうと考えております。

登山種目については、コース中間点に誘導員と、最後尾選手のところにスタッフを配置して、選手の安全確保に努めていきたいと考えております。

また、あらかじめ加美警察署、加美消防署と連携して緊急連絡体制を構築し、一部のスタッフにはトランシーバーを、各種目の責任者には防災無線または携帯電話を配備し、必要に応じて警察・消防へ連絡を図ってまいり、万が一に備えて公立加美病院や休日当番医へ事前に相談しております。

5番目、ボランティア組織の連携などについてお答えさせていただきます。

SEA TO SUMMITは、約20団体で実行委員が組織されておまして、加美町観光まちづくり協会が事務局を担っております。カヌー、ロードバイク、登山の3種目のスポーツに加えて、環境シンポジウムでは物産販売やウェルカムパーティーがあるため、加美町振興公社、加美町スポーツ協会、かみジョイ、加美町カヌー協会、ボランティア友の会、中新田高校など多くの団体と連携して取り組む事業でございます。

本大会では、こうした多くの団体によって、加美町の魅力を広く発信できるイベントにしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 資料がタブレットにありますので、ご覧ください。

これが、今年のSEA TO SUMMITのパンフレットです。皆さんのタブレットにもありますので、ご覧いただけたかと思います。

参加者について、先ほどお話がありました。参加者は、去年並みか、ちょっとだけ増えているのでしょうか。同じような趣旨のツール・ド・347の昨年の実績を見てみましたら、125人参加して、県内から83人、県外から27人で、町の参加者、町外からの参加者のほうが110人いらっしゃいました。先ほどの説明だと、県外から118とおっしゃったのでしょうか、ちょっと後で確認しますが、118ですね。昨年並みかと思いますが、こういった参加者について、町内の参加者が少ないんじゃないか、さっぱり増えないんじゃないかというふうな不満も多々聞かれました。この参加者について、町長はどういうふうにお感じになりますか。参加者について。

○議長（早坂忠幸君） 町長。（「多いとか少ないとか」「感想」の声あり）

○町長（石山敬貴君） 多いとか少ないとかということに関しましては、それは相対的なものですから何ともですが、ただ、私はSEA TO SUMMITだけじゃなく、今後イベントを考える上で、もちろん今、伊藤議員がお示しくくださったツール・ド・347とかも含めまして、そのイベントを開くことによって、どのくらいの経済効果であったりとか、加美町の知名度を高める効果があるのかといったようなことを、今後は何らかの数値的な指標として考えていくことも重要なのかなというふうに思っています。

だからといって、それが低い高いで、潰すとか潰さないとか、継続するとか、もちろん考えなくてはいけないときはあるかもしれませんが、今の多いとか少ないとかというふうなご議論は、そういうような意味合いもあるのかもしれませんが。

ただし、本当の意味で、人が来ればいいのか、または、来ていただいた方に何を求めるのかといったようなことも意図しながらイベントを行っていくということも、これからは重要なのではないかなというふうに感じております。お答えになっているかどうかですが。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

私のほうから、ちょっと数字のほうについて、ご説明させていただきます。

先ほど町長の答弁にもございましたが、今年は全体で194名のエントリーがあり、その中で町民は29名でございます。昨年度でございますけれども、昨年度は154名のエントリーで、町民は31名ございました。

コロナの影響で、令和2年度、令和3年度、中止となったわけでございますが、その前の令和元年度につきましては、138名のエントリーに対して町民は39名ということで、全体のエントリーは増えておりますが、町民の参加が減っているという状況でございます。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） ありがとうございます。

じゃあ、2枚目の資料を見てください。ちょっと、見にくいかもしれませんが、今回は194名と、昨年よりはすごく増えていて、よかったというふうに素直に思いました。数が多いか少ないかも、ちょっとどきどきする指標になりますので、ちょっと増えてよかったなと思います。

県内、県外の参加比較というのが円グラフになっていて、下のグラフが県内県外参加比較です。県内が青で、県外が赤なんです。県外のほうが圧倒的に多い。これ、すごく不思議な感じがしましたし、県外参加者の内訳を見たら、北は北海道から南は三重、愛媛まで、ずっと全国なんです。愛知、石川、広島、愛媛というふうにして、すごい全国から集まってきているというのが分かります。数的には、もっと増えたらというのもあるかと思いますが、すごく県外から来ていることについては、私は、モンベルフレンドタウンであることが要素としてあるのではないかなというふうに単純に思っていますが、どうですか。どういうふうに、県外からの参加者が県内より増えているとことについての根拠というか、理由というか、確認、何か感じていることがありましたら。

○議長（早坂忠幸君） 由子さん、どちらさんいいですか。（「じゃあ産業振興課長」の声あり）産業振興課長。由子さん、質問するときには間を置かずにぽんと質問してください。（「はい、分かりました」の声あり）よろしく申し上げます。産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

全国からの参加が多いという点におきましては、これは、SEA TO SUMMITは加美町だけの大会ではなく、今年度ですと、全国で11か所で開催されております。この募集につきましては、先ほども町長の答弁の中でありましたが、加美町もしくは観光協会のホームページだけの募集だけではなくて、モンベルのホームページであったり、あとはモンベルの店舗などで周知して参加者を募集しているということもあって、全国からの参加者も多いのかなとい

うふうに思っております。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） ありがとうございます。

町だけが、全国展開できるほどの発信はなかなか難しいということを考えると、私も、モンベルフレンドタウンであることの効果として、こういった形で表れているのかなというふうに思います。

確かに、負担金が多い割には費用対効果はどうなんだと、ずっと何年も批判されてきている事業ではありますけれども、順位を競わないとか、記録・成績を求めないというアウトドアスポーツについても、このよさとか、この意味というか、そういうことについては、とても経済効果だけでは計れないものがあるんじゃないかなと私は考えます。

それにつけても、今回、パラチャレンジの部の参加者がいなかったことが、ちょっと残念ですけれども、このことについては、今後、何かちょっと検討していただきたいと思いますが、どうですか。いかがですか。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

伊藤議員がおっしゃるとおり、今年はパラチャレンジの部への応募はございませんでした。この辺、周知の方法をもう少し、そういった方へ情報が届くように工夫が必要かなとは思っておりますので、その辺、今後検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） SEA TO SUMMITは、もう既にご存じのように、カヌーをこいだり、SUPで鳴瀬川を渡ったり、それから自転車をこいで薬菜山まで行って、薬菜山を登山して下山するというのがスポーツの内容になっていますが、町長いかがですか。参加してみたいというふうには思いませんか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 参加してみたいと思うんですけども、実は私、血圧が高くて薬を飲んでいような状況なので、体調を見て、どれか一つでも参加できるようなのを選んで、参加できる時は参加させていただきます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） それでは、チームをつくったり、健康に留意しながら準備して、来年とか再来年とか、態勢づくりをしてから参加していただけたらと思います。ぜひ期待しております。

す。

それから、先ほど、私は今日のテーマ、観光リピーターを増やそう、それが大事じゃないかと。観光を振興していくということ、いろいろな工夫をして、いろいろなことをしているんですが、リピーターが結構いるんですよ。ツール・ド・347も、それからSEA TO SUMMITも、何回も来ているという方がいらっしゃるんですよ。

3枚目の資料を見てください。これは、今年の6月24日にあったツール・ド・347のレポートなんですが、地域おこし協力隊が作ってくれた通信なんです。とても分かりやすく、すごく生き生きとした表情が伝わってくる、いい通信になっていましたので、ぜひ紹介したいと思いました。

地域おこし協力隊がボランティアとして参加したり、あるいは選手として参加したり、この人が選手、走行中に町の人が応援してくれたり、皆さんに支えられた1日でしたという感想を言っています。

それから、もう1人、選手として参加した佐藤隊員は、何より景色がすばらしかったです。きらきらした川やダム、木々の映える青い空の中で感じた風は、ぜひ一度皆さんにも経験していただきたいです。そこで、もう一つ、そこでいただいた食べ物が非常においしかったことも魅力的でしたというふうに書いています。

私も今回、尾出議員と2人でエイドステーションでボランティアをしました。触れ合いってこんなに楽しいんだと思いました。ちょっとおばさんでしたけれども、みんなが、「これがおいしそう、これ食べたい」とか、「わあ、すごくおいしい」とか、「去年は梅干しだったのに、今年はニンニクなんですよ」とかというふうに、リピーターの人がいるんだというのが、それで、会話で分かたり、それから親子で参加したり、チームで参加したりという人がたくさんいらっしゃいました。とても、このスポーツの参加者からいただいた、こちら側がいただいた元気がたくさんありました。

それから、町、小野田とか宮崎の田んぼのあぜ道とかで、座って旗を振って応援しているおばちゃんとかがたくさんいて、その人たちにも元気づけられましたというふうな発言も直接聞きました。

そういった交流が、リピーターになるんじゃないかなと思いますし、先ほどのモニターツアーということの企画が、とても私は期待されるんですが、具体的には、先ほど説明を簡単にさせていただいたんですが、もうちょっと説明していただけたら、モニターツアーの今後の予定について説明していただけたら、もっと希望が持てますので、お願いいたします。産業振興課長

さん。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

先ほど味上議員のときの一般質問の中での話ですけれども、実際、モニターツアーでございますけれども、3日目はSEA TO SUMMITに参加していただくということで、10月6日、7日、8日の3日間を予定しております。

先ほど答弁の中で、草木染め体験なり陶芸体験、あとぼのぼの館の見学であったり酒蔵見学をするというふうに申し上げましたけれども、まず、1日目、何をする、2日目、何をする、その日程ですね、今協議中でございますが、1日目は草木染めをするとか、そこまで、まだ今詰めている最中でございますが、いずれ、加美町の伝統文化を体験したり、あとは、町長も申し上げます、全国的にも珍しい酒蔵というものも見学してもらおう。あとは、加美町の強みでもある、ぼのぼのというキャラクターの活用、そういったものを一通り体験していただき、どうだったのか、ツアー参加者にとって、ツアー商品として有効なものかどうか、その辺、いろいろご意見を聞きながら、ツアー商品としての可能性をいろいろ探っていこうというふうに思っております。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） ありがとうございます。

たくさんあり過ぎても、なかなか大変、やる側も大変かなと思うんですが、参加者は、ツール・ド・347にしろ、SEA TO SUMMITにしろ、食べ物も結構おいしいよと言っているんで、食べ物も何か加えていただけたらいいなというふうに思いました。

それから、今モニターツアーというのを、企画について検討中かと思いますが、滞在型観光というのがはやっていて、加美町の安いところで泊まって、そして、足を伸ばして銀山に行ったり、それから岩手県に行ったりとかというふうに、二、三時間動ける範囲で動くというふうな滞在型観光というふうなのが、ツアーがはやっているそうなので、加美町としては、そういったやり方も検討する余地があるかなというふうに思いますけれども、どうですか。経済効果と言われていて、前の日から来ているんですよね、参加者は。当日間に合わないんで、前の日から来て泊まっていたり、テントに泊まったりする人もいますが、どこかに必ず泊まったりしているんですよね。

すごく安い経費で泊まって、そして、次の日はスポーツをして、その後、またどこかに家族で出かけるというふうなことを計画したりしていますので、そういったことも検討しながら、

やれる範囲で観光リピーターを増やしていこうということについて検討していただけたらと思います。いかがですか、最後の質問です。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

観光リピーターの確保につきましては、先ほどやはり伊藤議員がおっしゃるとおり、その地に訪れて、その地に住む人と、いろいろお話を聞いたり、お話をしたり、また食文化につきましても、その食文化の歴史を聞いたりといったように、やはり、その地の人と触れ合うというのもリピーターの確保には必要かと思っております。

そのためにも、今、昨年度もなんですけれども、観光客を受け入れるための研修会なども開催しておりまして、今年度もそういった講座なども計画しております。

あと、それから広域観光、やはり加美町、観光地としても有名な尾花沢市の銀山温泉の隣町でもございます。なかなか銀山温泉も有名な温泉地でございます、なかなか予約が取れないといったところでもございますので、じゃあ宿泊は加美町に来て、宿泊は加美町、夜、銀山温泉に行ってみましょうとか。あとは、次の日帰るときは、今度加美町から、例えば仙台空港に行くのであれば、松島を経由で仙台観光に行くとか、いろいろ広域観光も今後進めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○8番（伊藤由子君） 終わります。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、8番伊藤由子さんの一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしといたします。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会といたします。

なお、明日は午前10時まで本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午後4時28分 延会

上記会議の経過は、事務局長猪股良幸が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年9月12日

加美町議会議長 早坂忠幸

署名議員 味上庄一郎

署名議員 早坂伊佐雄